

# 一般競争入札公告

下記のとおり一般競争入札をおこないますので、長野県住宅供給公社の契約に関する要綱第5条の規定により公告します。

令和8年6月29日

長野県住宅供給公社

理事長 新田 恭士

記

## 1 工事の概要及び発注担当部（所）

- |              |  |
|--------------|--|
| (1) 工事名      | 令和8年度 県営住宅（上田）緑が丘団地M6棟バスリフォーム工事  |
| (2) 工事箇所     | 上田市緑が丘   |
| (3) 工事内容     | ①ユニットバスの設置<br>②ガス給湯器による3箇所給湯化<br>③手すり設置<br>④非常ブザー付きインターホン設置<br>⑤便所コンセントの設置<br>⑥その他附帯工事 |
| (4) 工事期間     | 120日   |
| (5) 発注担当部（所） | 長野県住宅供給公社 事業部 建築課<br>電話 026-227-4322   |

※公社では、多様な働き方を推進しています。詳細については、現場説明書「多様な働き方」をご覧ください。

## 2 一般競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を満たしている者で、長野県住宅供給公社（以下「公社」という。）の資格の確認を受けられる者であること。

### (1) 参加資格要件

①	地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。	
②	建設業法（昭和24年法律第100号）第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。	
③	長野県建設工事入札参加資格を有する者であること。	
④	長野県が定めた「建設工事等入札参加資格者に係る参加停止要領」に基づく参加停止の措置を受けていないこと。	
⑤	経営事項審査を受けている者であること。	
⑥	建設業区分要件	なし
⑦	業種	建築一式工事
⑧	資格総合数値	753点以上
⑨	同種工事の実績又は専門性の有無に関する要件	なし
⑩	営業所の所在地に関する要件	長野県内に本店を有する者
⑪	その他	

## 3 競争参加資格等の確認手続き

(1) 本競争入札の参加希望者は、(3)に掲げる期間に一般競争参加資格確認申請書及び資料（以下「申請書等という。）を期限までに提出し、公社の一般競争参加資格等の確認を受けなければならない。

(2) 申請書等の提出は次のとおりとする。

### ア 申請書等

1. 一般競争参加資格等確認申請書（様式1）

2. 施工実績（令和6年度、7年度）（様式2）

元請又は下請、共同企業体の実績として記載した工事の契約書、（共同企業体の場合は協定書の写しも含む）又は既に契約書を処分したものについては、実績を有することを証するその他の書類の写しを添付すること。

3. 配置予定技術者の資格・経験（様式3）

4. 建設工事入札参加資格の通知等の写し

※申請時から入札日までの間に資格総合数値が更新された場合は、入札日時点の資格総合数値を基準として確認を行うため、資格確認結果通知後であっても入札参加資格を取り消す場合がある。

5. 経営事項審査の結果通知書の写し

当該入札に係る契約予定日の1年7ヶ月前の日の直後の営業年度終了の日の「経営記簿等評価結果通知書」又は「総合評定値通知書」の写しを添付すること。

6. 郵便封筒（確認結果通知返送用）

あて先を記入し、返送用切手を貼付すること。

イ 申請書等は持参又は郵送により受け付ける。

ウ 提出部数は、正本1部とする。

(3) 申請書等の受付は、次のとおりとする。

なお、申請書等の記載内容についてのヒヤリングは行わない。

ア 受付日時は、土曜日、日曜日、祝日を除く次の期間とする。

受付期間 令和8年7月8日 から 令和8年7月13日 まで

受付時間 午前9時から午後4時まで

イ 受付場所は次による発注担当部（所）とする。

窓口受付 長野県住宅供給公社 事業部 建築課 電話 026-227-4322

長野県住宅供給公社 松本事務所 電話 0263-47-0240

郵送受付（受付期間内必着）

380-0836

長野市大字南長野南県町 1003-1

長野県住宅供給公社 事業部 建築課

(4) その他

ア 申請書等の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された申請書等は、提出者に無断で一般競争入札参加資格等の確認以外の目的に使用しない。

ウ 提出された申請書等は返却しないものとする。

エ 申請に関する問合せ先は、発注担当部（所）とする。

#### 4 確認結果の通知

(1) 確認結果は、令和8年7月17日付け郵送で申請者に通知する。

(2) 都合により、(1)の通知予定日を変更する場合は、その旨を申請者に連絡する。

#### 5 一般競争入札参加資格等がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格等がないと認められた者は、公社に対してその理由の説明を求めることができる。

(2) (1)の説明を求める場合には、書面により次のとおり受け付けるものとする。

ア 本書面は、4(1)の確認結果通知日の翌日から7日以内に提出するものとする。

イ 受付場所は、発注担当部（所）とする。

ウ 書面は持参又は郵送によるものとする。

(3) 発注担当部（所）は説明を求められた者に対し、入札日の前日までに書面により回答するものとする。

#### 6 入札及び開札執行の日時及び場所

(1) 入札及び開札の日時及び場所は次のとおりとする。

ア 入札日時 令和8年7月28日 14時30分

イ 入札場所 上田市材木町1-2-6

上田合同庁舎 南棟2階会議室

(2) 開札は入札終了後、入札会場で行う。

(3) 留意事項

ア 一般競争入札参加資格等があることが確認された旨の通知書（4で通知した書面）の写しを、入札時に持参すること。

- イ 工事費内訳書（表紙（代表者印を押印したもの）及び本工事費内訳書、工事明細表に単価、金額を記載）1部を入札時に提出すること。なお、工事費内訳書には、令和7年12月12日付けの「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正に基づき、材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、安全衛生経費及び建設業退職金共済契約に係る掛金を記載するものとする。
- ウ 本工事は労務費ダンピング調査の対象工事とする。工事費内訳書に記載した直接工事費が一定水準を下回った場合、開札後速やかにその理由の確認を行う。
  - ア 理由の確認方法：書面又は対面によるヒアリング
  - イ その他：書面の様式やヒアリング日時等については別途連絡する。書面の提出を行わない場合や、ヒアリングに応じない場合など、理由を回答しない場合には、入札に関する条件に違反したとして無効とする場合がある。
- エ 入札に関する権限を代理人に委任しようとするときは、入札に際して委任状を提出すること。

## 7 設計図書等

- (1) 設計書（金抜き）・設計図面・各種計算書、共通仕様書・特記仕様書、現場説明書・条件明示書等（以下「設計図書等」という。）は本公告に併せて受付終了日まで掲示する。
- (2) 設計図書等に対する質問がある場合には、質問書（様式4）により次のとおり受け付けるものとする。
  - ア 本書面は4の(1)の確認結果通知日の翌日から7日以内に提出することとする。
  - イ 受付場所は、発注担当部（所）とする。
  - ウ 書面は持参又は郵送によるものとする。
- (3) (2)の質問に対する回答は、入札参加資格者全員に回答するものとする。

## 8 入札の執行

- (1) 入札は、本人又は代理人が出席して行うものとする。
- (2) 入札日において、本公告に示した入札に参加するものに必要な資格を満たしている者以外の者の入札は認めない。
- (3) この公告に示す入札日時に遅刻した者は、入札に参加できない。
- (4) 落札価格の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（単価をもって入札する場合を除き当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）で落札決定とするので、課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
なお、「契約希望金額」とは、消費税額等又は仕入れに係る消費税額等相当額を含む金額をいう。（以下同じ。）
- (5) 一度提出した入札書を書き換え、引き換え又は撤回することはできない。
- (6) 入札回数は、2回を限度とする。なお、第2回の入札で落札者がいない場合は、第2回の入札における最低入札金額の者と随意契約とするものとし、この場合の見積回数は2回を限度とする。
- (7) 落札とすべき同額の入札をした者が2人以上いるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札者はくじを辞退することはできない。
- (8) 入札に参加する資格があると確認された者は、入札執行の完了に至るまでは、(7)のくじ引きの場合を除きいつでも、入札を辞退することができる。

## 9 低入札価格調査制度の適用

本入札においては、一般競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理要領による調査基準価格等を設定している。

（低入札価格調査対象者となった場合、あらかじめ辞退する意向のある者は、調査事前辞退届（同要領 様式7）を入札時に提出すること。）

## 10 落札決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、公社が、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者の当該入札価格によってはその者により当該工事の履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格以下をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とするものとする。

## 11 入札保証金

入札保証金を必要とする。

入札参加者は、入札執行前に見積もった総額（消費税及び地方消費税を含む金額）の100分の5（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）の入札保証金を納付しなければならない。

なお、国債、地方債その他の公社が確実に認める担保の提供をもって、入札保証金の納付に代えることができる。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、これを納めないことができる。

- (1) 入札参加者が保険会社との間に、公社を被保険者とする入札保証契約を締結し、当該保証保険契約書を、公社に提出して確認を得たとき。
  - (2) 入札参加者が過去2年間に、国、都道府県又は市町村、公社公団と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行した、実績を有する者で、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと公社が認めたとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、前号に準ずるものであって、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと公社が認めたとき。
- 2 入札保証金の全部又は一部の納付を免除された落札者が契約を締結しないときは、納付させないこととした金額（落札決定額の100分の5（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切上げた額））に相当する金額を徴収する。
  - 3 開札を行い、落札者とならなかったとき又は返還する事由が生じたときは、入札保証金等を還付する。ただし、落札者が納付した入札保証金等は、契約の締結後に還付し、又は契約保証金の納付に振り替えることができるものとする。
  - 4 入札参加者は、入札保証金等の還付を受ける場合で、現金により納付を行った場合は、入札保証金還付請求書を提出するものとし、公社は、入札参加者から適法な請求書を受領したときはその日から14日以内に入札保証金を還付する。
  - 5 入札保証金等の納付は次のとおりとする。
    - (1) 現金による納付する場合は、公社が発行する納付書により長野県の指定金融機関、指定代理金融機関、又は収納代理金融機関で納付し、領収書を提出すること。
    - (2) 入札保証金に代わる担保を提供する場合は、当該証券、手形、小切手又は保証書を提出すること。なお、記名証券であるときは、売却承諾書及び委任状を添付すること。また、手形に金融機関の保証が必要であるときは、当該保証書を添付すること。
  - 6 入札保証金には、利子を付さないものとする。

## 12 契約書（案）及び入札心得並びに各要領の閲覧

公社は、契約書（案）及び別に定める「競争入札心得」（以下「入札心得」という。）並びに「一般競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理要領」、「長野県住宅供給公社の公営住宅等管理業務に係る公共工事の前金払に関する取扱要領」を公社ホームページに掲示する。

## 13 契約の時期

本件契約については、10により落札者が決定した日の翌日から起算して7日以内（休日を含む。ただし、7日目が休日の場合は休日明けまで。）に契約しなければならない。

## 14 支払条件等

支払い条件は次によるものとする。

- (1) 請負代金額が500万円以上の建設工事については、請負代金額の4割の範囲で前払い金を請求することができる。
- (2) 部分払いを請求することができる回数は、次のとおりとする。

ア	50万円以上500万円未満	1回
イ	500万円以上1,000万円未満	2回
ウ	1,000万円以上3,000万円未満	3回
エ	3,000万円以上5,000万円未満	4回
オ	5,000万円以上1億円未満	5回
カ	1億円以上 契約金額から5,000万円を減じた額を5,000万円を除して得た数の整数部分に5を加えた回数	

## 15 契約保証金の納付

落札者は、契約と同時に建設工事請負契約書（案）第4条の規定による保証を付さなければならない。ただし、当初の契約金額が、100万円未満の工事については、入札心得第13(A)第2項第1号の規定により契約保証金の納付を免除する。また、当初の契約金額が500万円未満の工事において、入札心得第13(A)第2項第2号の規定に該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

## 16 火災保険等付保の要否

- (1) 落札者は工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。）等を火災保険等、建設工事保険その他保険（これに準ずるものを含む。）に付さなければならない。
- (2) 前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに公社に提示しなければならない。
- (3) 工事目的物及び工事材料等を(1)の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を公社に通知しなければならない。

## 17 入札書の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

- (1) 公告に示した一般競争入札に参加する者に必要な資格のない者の入札した入札書
- (2) 虚偽の申請を行った者の入札した入札書
- (3) 参加資格があると確認された者であって、確認後、参加又は指名停止の措置を受け、入札時点において参加又は指名停止中である者等入札時点において、2(1)の要件を欠いた者の入札した入札書
- (4) 入札保証金の納付義務を履行していない者の入札した入札書
- (5) 同一人がした2通以上の入札書
- (6) 入札参加者が協定して入札した入札書
- (7) 金額を訂正し、訂正印のない入札書
- (8) 入札参加本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のない又は判然としない入札書
- (9) 代理人が入札する場合は、法人の名称又は商号及び代表者の氏名（個人の場合は、本人（委任者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書
- (10) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
- (11) 工事費内訳書の提出を求めた工事において、工事費内訳書を提出しない者が入札した入札書、又は未記入などの不備がある工事費内訳書を提出した者が入札した入札書
- (12) 上記(1)から(11)に掲げるもののほか、現場説明（現場説明書）及び入札心得において示した入札条件に違反して入札した入札書

## 18 その他

- (1) 入札参加者は、入札心得を遵守しなければならない。
- (2) 入札参加者は、契約書（案）を十分了知すること。
- (3) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等関係法令等に違反する行為を行ってはならない。
- (4) 本公告に係る「申請書」「資料」「工事費内訳書」「入札書」等は、日本語で記載しなければならない。
- (5) 本手続きにおいて使用する通貨は日本国通貨に限る。
- (6) その他詳細については、発注担当部（所）に照会のこと。

様式1

# 一般競争参加資格等確認申請書

令和 年 月 日

長野県住宅供給公社  
理事長 新田 恭士 様

申請者 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名 ㊞  
(権限を有する営業所長等が提出  
する場合は当該所長の氏名)  
担当者氏名 ㊞  
電話番号  
FAX番号

下記により公告のあった工事に係る一般競争入札に参加する資格について確認されたく、一般競争参加資格等確認資料を添えて申請します。  
なお、地方自治法施行令第167条の4に該当しない者であること、及び本申請に係る記載が真実と相違ないことを誓約します。

記

公 告 日	令和8年6月29日
工事名	令和8年度 県営住宅（上田）緑が丘団地M6棟バスリフォーム工事

## 施工実績（令和 6 年度、7 年度）

会社名： \_\_\_\_\_

項目 \ NO		1	2	3
工事名称等	工事名			
	発注機関			
	施工場所			
	契約金額			
	工事期間			
	受注形態等 該当するものに○	元請（単独）・下請 ・共同企業体(JV) 共同企業体(JV)の場合：構成比率_____%	元請（単独）・下請 ・共同企業体(JV) 共同企業体(JV)の場合：構成比率_____%	元請（単独）・下請 ・共同企業体(JV) 共同企業体(JV)の場合：構成比率_____%
備 考				

**入札保証金納付の免除を希望する者**は、過去 2 年間に、国、都道府県又は市町村、公社公団と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上誠実に履行した実績を有する者で、その実績について 2 件以上記載すること。

- ① 「種類をほぼ同じくする」とは、入札公告による参加資格要件の業種又は、営業品目区分とする。
- ② 「規模をほぼ同じくする」とは、契約額の概ね 70%を下限に公社が認めた額として判断したもの。

※ 共同企業体の契約額については、構成比率による額を基準とする。

## 配 置 予 定 技 術 者 の 資 格 ・ 経 験

会社名： \_\_\_\_\_

項目・氏名			
最終学歴			
法令による免許			
工 事 等 の 経 験	工事名		
	発注機関		
	施工場所		
	契約金額		
	工事期間		
	従事役職		
	工事名		
	発注機関		
	施工場所		
	契約金額		
	工事期間		
	従事役職		
	工事名		
	発注機関		
	施工場所		
	契約金額		
	工事期間		
	従事役職		

# 質 問 書

提出日：令和      年      月      日

発注部（所）	長野県住宅供給公社 事業部 建築課	
公告日	令和8年6月29日	
工事名	令和8年度 県営住宅（上田）緑が丘団地M6棟バスリフォーム工事	
工事箇所	上田市緑が丘	
質問書提出者	住      所	
	商号又は名称	
	電話・FAX	
	担当者所属・氏名	
質問内容		

回      答	
----------	--





1. アスファルト防水 (9.2.2) (表9.2.3~9.3)
2. 改質アスファルトシート防水 (9.3.2) (表9.3.1~9.3)
3. 合成高分子系ルーフィングシート防水 (9.4.2) (表9.4.3)
4. 塗膜防水 (9.5.3) (表9.5.1)
5. ケイ酸系塗布防水 (表9.6.2)
6. シーリング
7. ステンレス防水
8. 水膨張性止水シール
9. 防水保証

10. 石工工事
11. タイル工事
12. 一般事項
13. 2. 表面仕上げ (12.1.4)
14. 3. 製材 (12.2.1)

3. 造作用集材 (12.2.1)
4. 造作用単板積層材 (12.2.1)
5. 床張り用合板等 (12.2.1)
6. 防虫・防蟻・防虫処理 (12.3.1)
7. 窓、出入口その他の木材 (12.3.1)
8. 床板 (12.6.1)
9. 壁及び天井下地 (12.7.1)

13. 屋根及びびとい工事
1. 長尺金属板葺 (13.2.2) (表13.2.1)
2. 折板葺 (13.3.2)
3. 粘土瓦葺 (13.4.2)
4. 保証書
5. とい工事 (13.5.2)
6. ルーフドレン (表13.5.2)
14. 金属工事
1. あと施工アンカー (14.1.3)
2. ステンレス表面処理 (14.2.1)
3. アルミニウム及びアルミニウム合金の表面処理 (14.2.2) (表14.2.1)
4. 鉄鋼の亜鉛めっき (14.2.3) (表14.2.2)
5. 軽量鉄骨天井下地 (14.4.2) (表14.4.1)

6. 軽量鉄骨壁下地 (14.5.3) (表14.5.1)
7. 金属成形板張り (14.6.2) (表14.6.3)
8. アルミニウム製壁木 (14.7.2) (表14.7.1)
9. 手すり及びタラップ (14.8.2) (表14.8.3)
10. その他
15. 左官工事
1. せき板取外し後の修繕
2. モルタル塗り (15.2.2)
3. 床コンクリート直均し (15.3.1)
4. セルフリング材 (15.4.2)
5. 仕上げ塗材仕上げ (15.5.2) (表15.5.1~2)
16. 補修材料
17. 補修材料
18. 補修材料
19. マスチック塗材塗り (15.6.2)





解体工事特記仕様書

I 解体工事概要

Table with 2 columns: Item, Value. Includes 1. 工事場所 (長野県上田市緑が丘1丁目), 2. 敷地面積 (60.59㎡), 3. 除却対象物 (建築物, 構築物, 構築設備, 家具等, 樹木, その他).

II 解体工事仕様

- 1. 共通仕様 (1) 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書(最新版)」(以下、「解体共仕」という。)... (3) 特記事項に記載の( )内の表示番号は、解体共仕の当該項目を示す。

章 項 目 特記事項

Table with 2 columns: Item, Description. Includes ① 一般共通事項 (1) 適用基準等, (2) 電気保安技術者, 3. 施工条件明示項目, 4. 引渡しを要するもの, 5. 解体工事施工技士.

仮設工事

Table with 2 columns: Item, Description. Includes ① 足場その他, 2 騒音・粉塵等の対策, ③ 監督員事務所, ④ 工事用水, ⑤ 工事用電力.

3 解体施工

Table with 2 columns: Item, Description. Includes 1 浄化槽・排水槽等, 2 杭の解体, 3 樹木等, 4 地下埋設物/埋設配管, 5 設備機器等.

Table with 2 columns: Item, Description. Includes 6 屋外設備等, 7 解体後の整地.

建設廃棄物の処理

Table with 2 columns: Item, Description. Includes ① 一般事項, ② 再資源化等.

3 再資源化し、現場で利用する建設廃棄物

Table with 2 columns: Item, Description. Includes 建設廃棄物の種類, 備考.

4 産業廃棄物広域認定制度の活用

Table with 2 columns: Item, Description. Includes 名称, 仕様, 数量, 備考.

5 最終処分する建設廃棄物

Table with 2 columns: Item, Description. Includes 名称, 仕様, 数量, 備考.

6 処理に注意を要する建設廃棄物

Table with 2 columns: Item, Description. Includes 産業廃棄物の種類, 数量, 備考.

5 1 施工調査

特別管理産業廃棄物の調査を次により行う。(1) 特別管理産業廃棄物の使用状況について、設計図書及び目録により製造所名、製造年、型式、種類、数量等を調査する。

2 分析調査

Table with 2 columns: Item, Description. Includes 分別調査を行う特別管理産業廃棄物の種類, 採取する部位・箇所等, 備考.

5.4.4 PCB含有シーリング分析調査

・第一次判定 現場にてサンプルを採取し、シーリング材種及び分析の要否を判定する。

5.4.3 PCBを含む機器の微量PCBの分析調査

・絶縁油のPCB含有量の分析調査 「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検討方法(平成4年7月3日厚生省告示第192号)」又は「絶縁油中のポリ塩化ビフェニルの分析方法規定(電気技術規定JEAC1201-1991)」により行う。

3 特別管理産業廃棄物の処理

Table with 3 columns: 特別管理産業廃棄物の種類, 仕様・数量等, 備考.

4 PCBを含む機器類

引渡しを要する機器類 ※「標準施工要領書(日本シーリング工業協同組合連合会/日本シーリング材工業会)」による。

5 PCB含有シーリング材

除去方法 「標準施工要領書(日本シーリング工業協同組合連合会/日本シーリング材工業会)」による。

6 ダイオキシソ類

廃棄物の焼却施設の解体 解体方法 ※JIS A 1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」による。

6 アスベスト含有建材の除去等

1 アスベスト含有分析調査 施工調査 ・アスベスト含有建材の事前調査 工事着手に先立ち、目視及び貸与する設計図書等によりアスベストを含有している吹き付け材、成形板、建築材料等の使用の有無について調査し、監督職員に報告する。

2 7μm/24時間測定

Table with 2 columns: Item, Description. Includes 分析によるアスベスト含有建材の調査, 分析結果については、監督職員に提出すること。

アスベスト粉じん濃度測定

・行う(測定名称及び測定点は下表による) アスベスト粉じん濃度測定は「JIS K3850-1 空気中の繊維状粒子測定方法-第1部: 光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による位相差・分散顕微鏡法による。

測定箇所 ※図示

Table with 5 columns: 測定名称, 測定時期, 測定場所, 測定点(各施工箇所ごと), 備考.

測定5のみ ※7μm/24時間、粉じん相対湿度計(7μm粉じん計)、繊維状粒子自動計測器(7μm/24時間モード)等、排気粉じん濃度を迅速に計測できる機器にて測定

アスベスト粉じん濃度測定方法

Table with 4 columns: 測定3, 測定1,2,4,6,7,8, 測定9,10, 備考.

報告書の作成(記録する項目) ア、測定結果 イ、測定時間 ウ、測定位置(測定高さとともに図面上に記載する。)

3 7μm/24時間測定

・アスベスト含有吹き付け材の除去 又はアスベスト含有保温材等の除去で石綿粉じんを発生する恐れがある場合(損傷、劣化等) 除去対象範囲 ・図示

4 7μm/24時間測定

除去対象物 ・図示 除去方法 ・図示

7 その他

① 工事現場の環境改善について

工事現場のイメージアップ ・仮囲い周辺の美化 ・地域住民への情報提供

② 産業廃棄物の取扱いについて

産業廃棄物処理状況記録及び写真を次のように整備すること。(1) 搬出された産業廃棄物の処理状況記録

③ 騒音、振動調査

調査の有無 ※無 ・有 調査方法については設計図書による。

④ 官公庁その他への届出手続等

(1) 工事の着手、施工、完成にあたり、関係機関への必要な手続等を遅延なく行う。(2) 前項に規定する届出手続等を行うにあたっては、届出内容についてあらかじめ監督職員に報告する。

⑤ 環境に関する協議等

設計図書に定められた内容に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で、設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、監督職員と協議する。

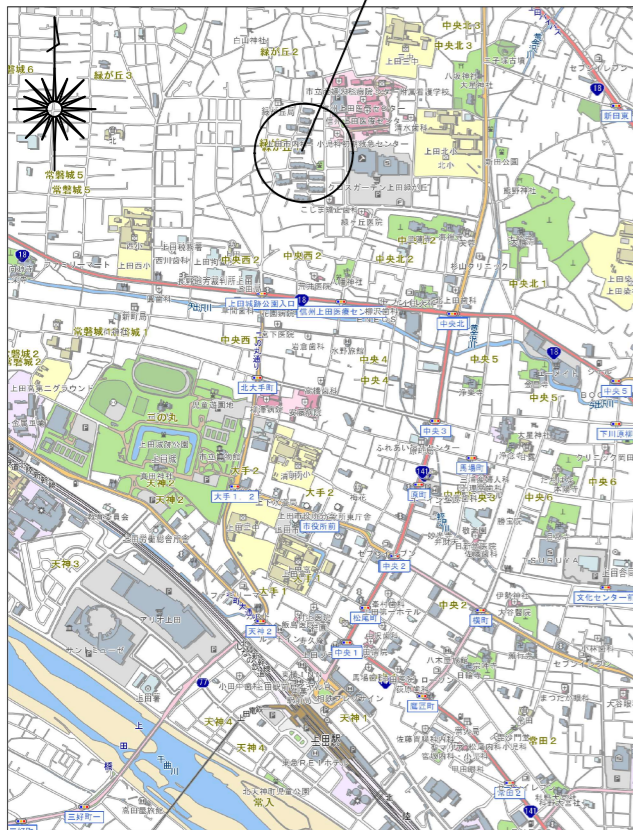
7 文化財その他の埋蔵物

工事の施工にあたり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、直ちにその状況を監督職員に報告する。その後の措置については、監督職員の指示に従う。また、当該埋蔵物の発見者としての権利は、法律の定めるところにより、発注者が保有する。

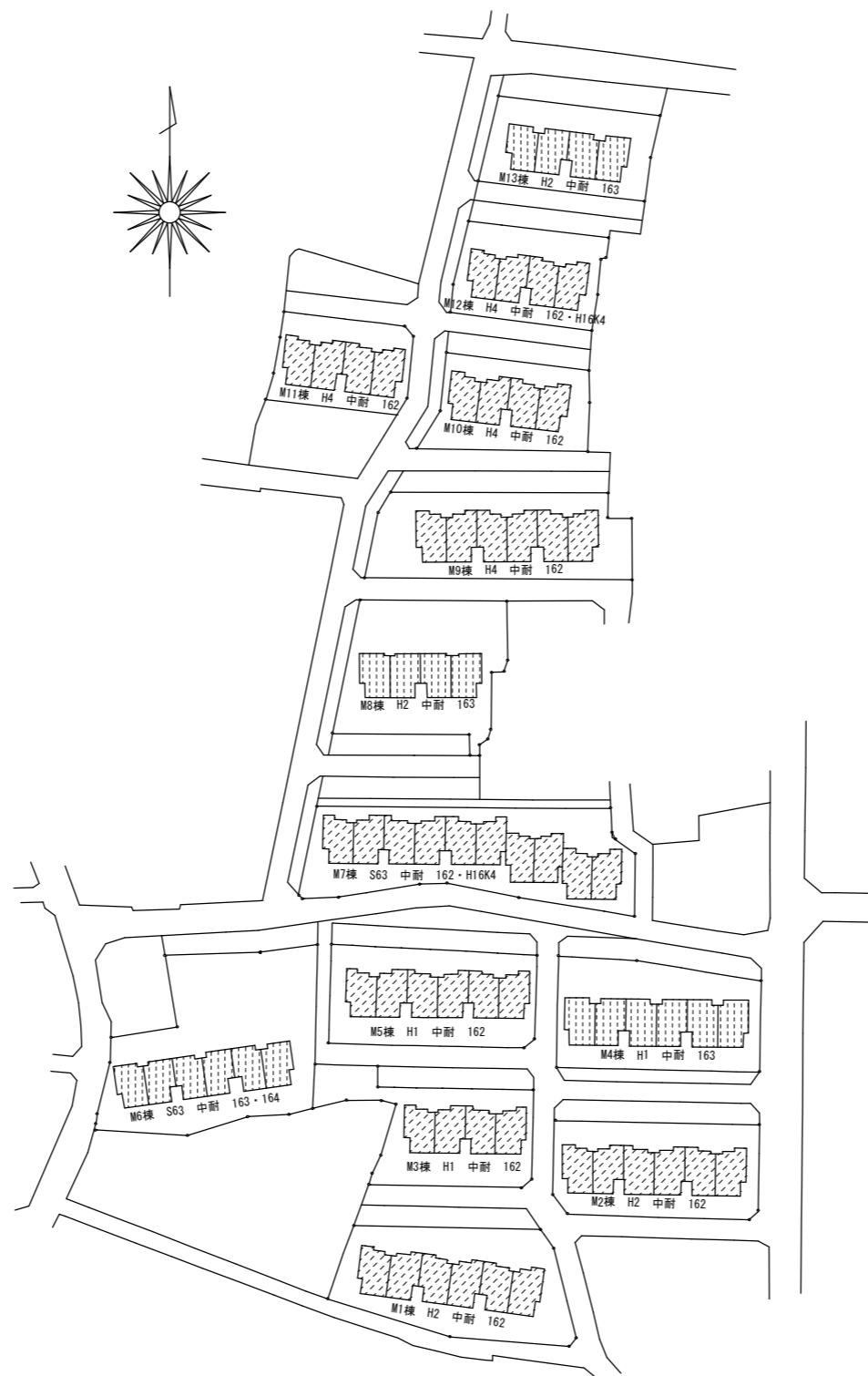
8 埋蔵文化財調査

「周知の埋蔵文化財包蔵地」の該当 ・該当する ・該当しない 掘削作業時の教育委員会等の立会い ・有 ・無

長野県上田市緑が丘1丁目



案内図



配置図 S=1:800

住戸タイプ番号：162 (M1、M2、M3、M5、M7、M9、M10、M11、M12棟)

住戸タイプ番号：163 (M4、M6、M8、M13棟)

バスリフォーム工事対象住戸 計12戸

改修済住戸

南ベランダ側からの住戸番号

501	502	503	504
401	402	403	404
301	302	303	304
201	202	203	204
101	102	103	104

M13棟

301	302	303	304
201	202	203	204
101	102	103	104

M12棟

		303	304
201	202	203	204
101	102	103	104

M11棟

301	302	303	304
201	202	203	204
101	102	103	104

M10棟

301	302	303	304	305	306
201	202	203	204	205	206
101	102	103	104	105	106

M9棟

301	302	303	304
201	202	203	204
101	102	103	104

M8棟

301	302	303	304	305	306
201	202	203	204	205	206
101	102	103	104	105	106
				107	108
				109	110

M7棟

301	302	303	304	305	306
201	202	203	204	205	206
101	102	103	104	105	106

M6棟

301	302	303	304	305	306
201	202	203	204	205	206
101	102	103	104	105	106

M5棟

301	302	303	304	305	306
201	202	203	204	205	206
101	102	103	104	105	106

M4棟

301	302	303	304
201	202	203	204
101	102	103	104

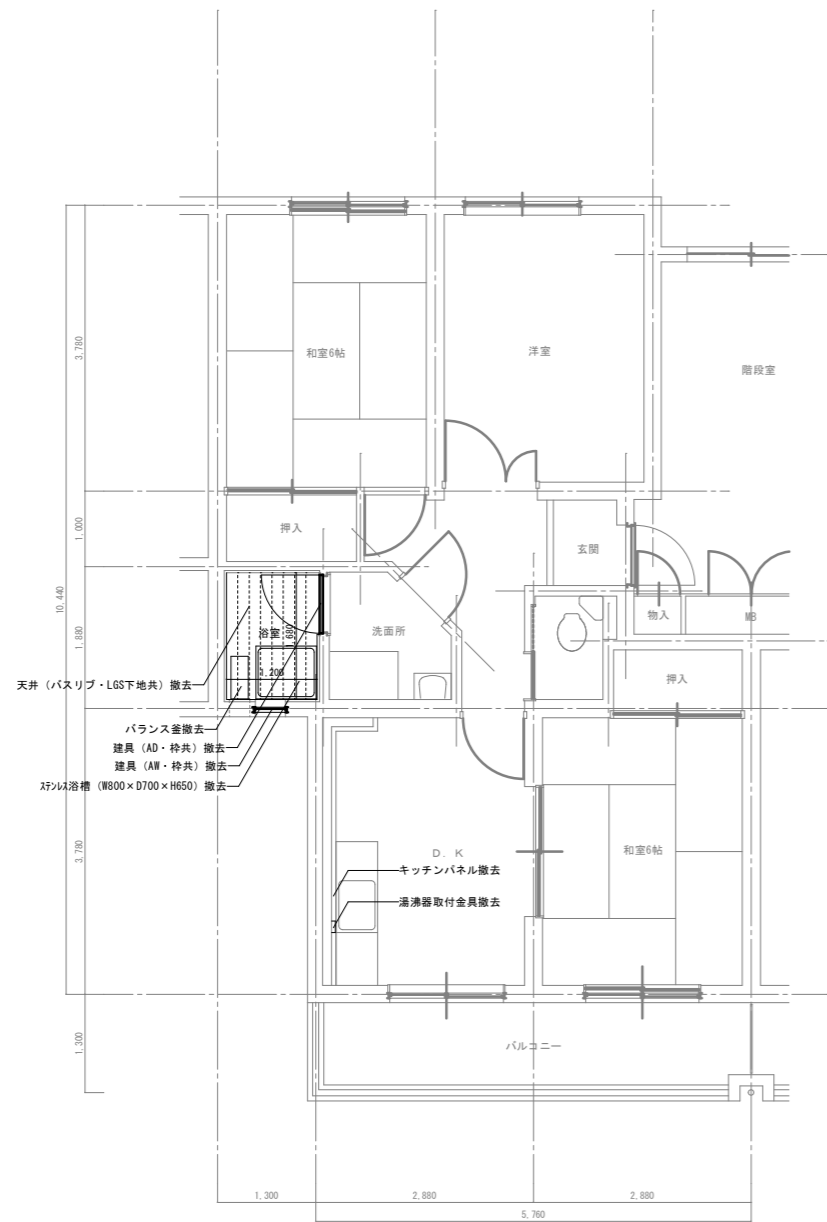
M3棟

401	402	403	404	405	406
301	302	303	304	305	306
201	202	203	204	205	206
101	102	103	104	105	106

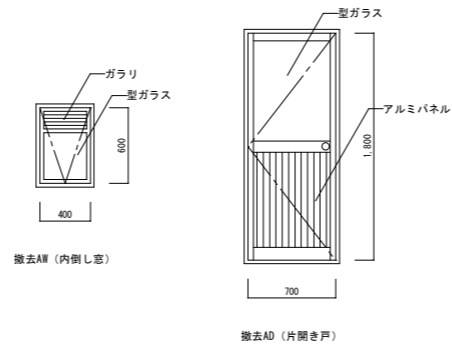
M2棟

		403	404	405	406
301	302	303	304	305	306
201	202	203	204	205	206
101	102	103	104	105	106

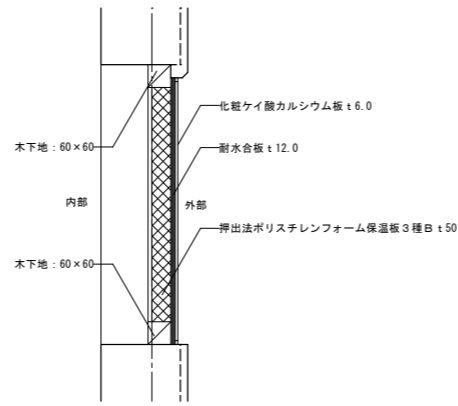
M1棟 205、305、404号室 空部屋



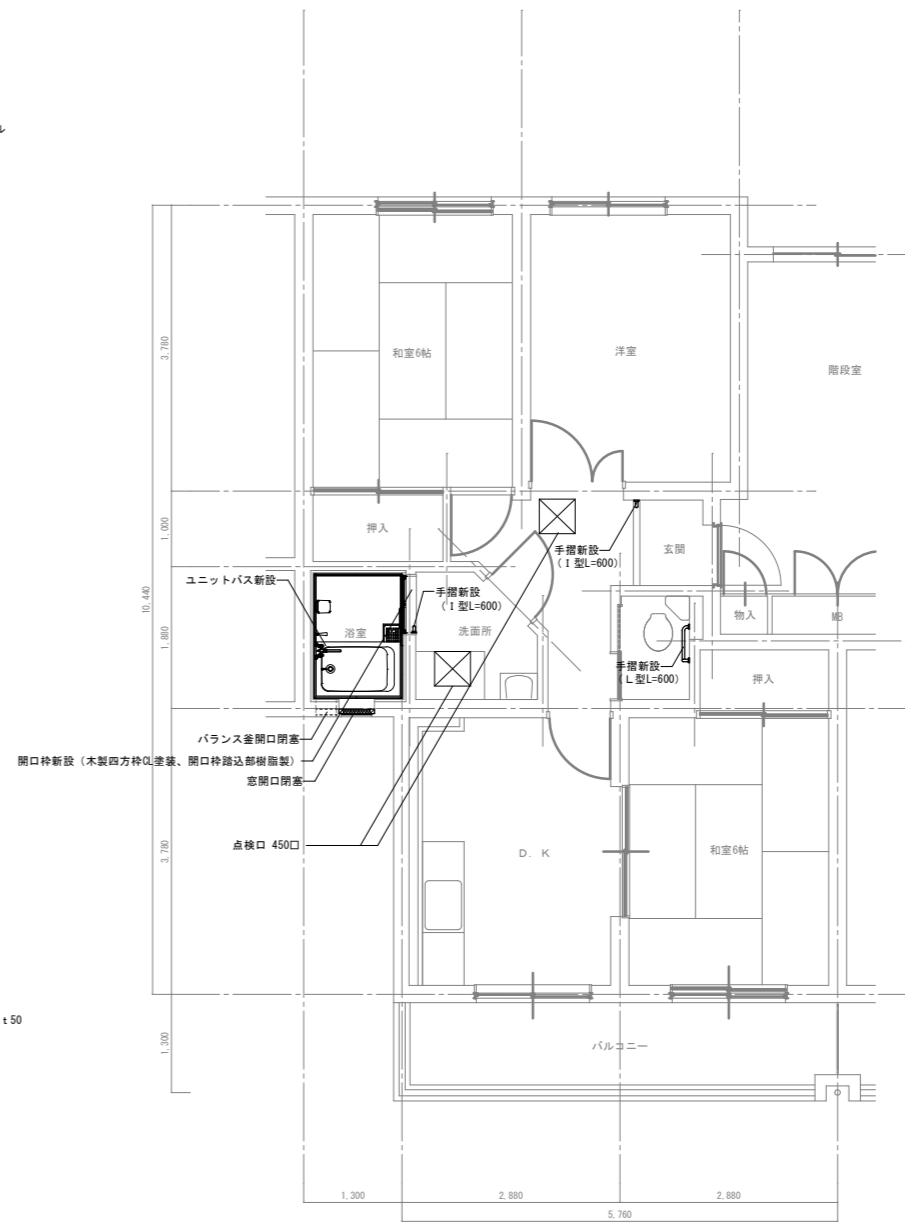
改修前 平面詳細図 S=1:50



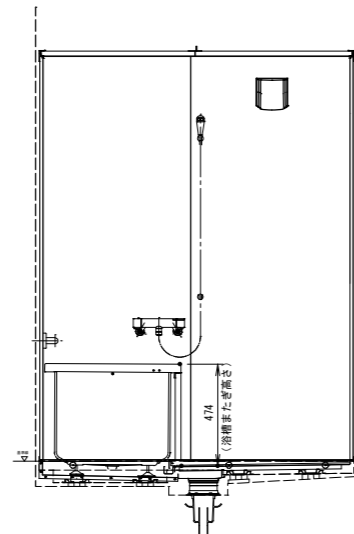
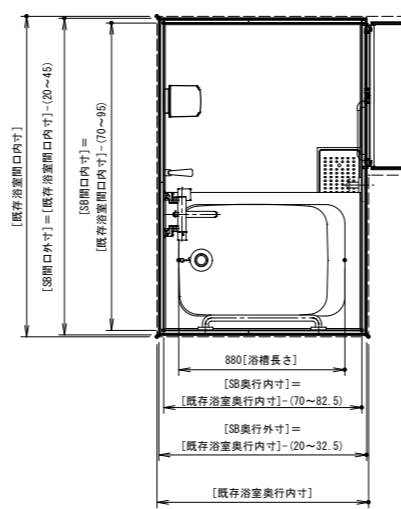
撤去建具詳細図 S=1:30



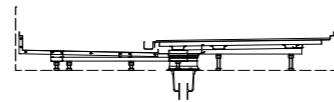
浴室開口閉塞詳細図 S=1:10



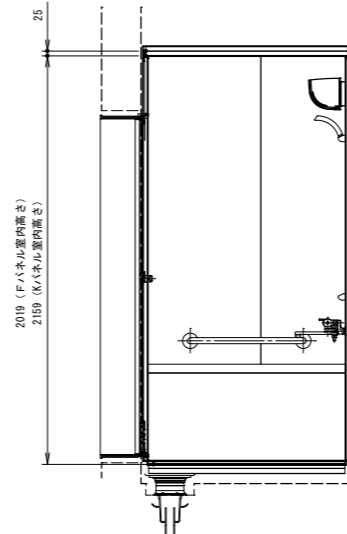
改修後 平面詳細図 S=1:50



[在来工法床面設置の場合 (MR工法)]



[スラブ上設置の場合 (BR工法)]



各タイプ共通

仕様表

		基本仕様	
本体	下	洗場	ステンレス・300角磁器タイル貼 (保温材付)
	台	浴槽	ステンレス・特殊カラーコート (保温材付)
		浴槽防水パン	SUS430T
		エプロン	ステンレス・特殊カラーコート
	上	壁	高品位ホーロー仕上 (保温材付)
天井		化粧サンドイッチパネル (保温材付)	
ドア		折戸	
照明	8W LED電球		
水栓		シャワー付サーモスタット水栓	
排水トラップ		既存トラップ流用	
フロタ		保温材入高断熱タイプ	

162タイプ	既存浴室内寸	間口	1,840mm
		奥行	1,180mm
	SB浴室内寸	間口	1,770mm
		奥行	1,110mm
163タイプ	既存浴室内寸	間口	1,660mm
		奥行	1,180mm
	SB浴室内寸	間口	1,590mm
		奥行	1,110mm

設置床面形態	在来工法 (MR工法)	<input checked="" type="radio"/>
	スラブ上 (BR工法)	<input type="radio"/>

(いずれかに ○印)

壁貫通型給湯器取付	有・ <input checked="" type="radio"/>
窓	有・ <input checked="" type="radio"/>
ミラー	<input checked="" type="radio"/> ・無
棚	有・ <input checked="" type="radio"/>
タオル掛	<input checked="" type="radio"/> ・無
壁付換気扇	<input checked="" type="radio"/> ・無
天井点検口	<input checked="" type="radio"/> ・無
樹脂製手摺 (1型L600、2箇所)	<input checked="" type="radio"/> ・無



編	項目	特記事項	編	項目	特記事項	編	項目	特記事項	編	項目	特記事項
2	① 電線保護物類 (1.2.6)~(1.2.9)	・ 形式等は、標準図第2編「電力設備工事」による。 ・ 接地端子座の形状等は、標準図第2編「電力設備工事」による。	2	① 共通事項 (2.1.1) (2.1.10)	・ 屋外でケーブル相互の接続又は端処理を行う場合は、設置の伸縮対策を施す。 ・ 金属ダクトが防火区画等を通ずる場合は、標準図第2編「電力設備工事」による。 ・ 金属ダクト、バスダクト又はケーブルラックが防火区画された配線室等の内部の床を貫通する部分で延焼防止処置を要する場合は、標準図第2編「電力設備工事」による。	5	1. キュービクル式配電盤 (1.1.4)	キャビネットの構成材は、(※ 鋼板 ・ ステンレス)とする。 ・ 制御回路等の配線は、次による。 1. 配線終端は、図面に特記がなければはんだ接続とし、配線端には、配線番号及び端子記号を記入した絶縁性のマークバンドを付ける。 2. 制御回路の外部配線を接続する場合は、端子1台を設けるものとする。 また、外部との接続用の端子台は、盤1面につき5端子以上の余裕を持たせる。 積算計器は、(※ 検定付 ・ 無検定)とする。 ・ 文字記号は、標準図第1編「共通事項」による。	5	(1.1.7.1) (1.1.7.2) (1.1.7.3) (1.1.8)	燃料油は、( ・ 軽油 ( 号 ) ・ 重油 ( 号 ) )とする。 ・ 潤滑油ドレン用バルブを付ける。 ・ 配管材料 ( )
3	照明器具 (1.4.1) (1.4.2)	・ 記号及び形式は、標準図第2編「電力設備工事」による。 ・ 1.5kgを超えるダウンライト形器具の構造は、標準図第2編「電力設備工事」による。 照明用ポールには、(※ 配線用遮断器 ・ カットアウトスイッチ)を設ける。	(2.1.12)	管路的建物外壁貫通部は、次による。 ・ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 ( )	(1.1.5)	2. ガスエンジン発電装置 (1.2.5) (1.2.6.5) (1.2.7.1)	保安装置の外部用端子 ・ 設ける ・ 設けない ・ 適用項目 ( ) ・ 原動機の排気ガスに含まれる窒素酸化物の規制値 ( 以下 ) 燃料ガス (天然ガス系都市ガス) は、( ・ 13A ・ 12A )とする。				
3	防災用照明器具 (1.5.1)	・ 形式等は、標準図第2編「電力設備工事」による。	(2.1.13)	・ 横引き配管等の耐震支持は、標準図第2編「電力設備工事」による。 建築の構造体 ・ 免震構造 ・ 制震構造 ・ その他 ・ 建物引込部の耐震処置を行う配管及び建物のエキスパンションジョイント部の配線は、標準図第2編「電力設備工事」による。 ・ 二重天井内の位置ボックスは、天井面 (埋込み形器具の場合を除く。)に取付ける。	(1.1.5)	3. ガスタービン発電装置 (1.3.4.2) (1.3.4.5) (1.3.5)	・ 運転時間 ( 時間 ) ・ 排気ガスの排出規制値及び燃焼方式 ( ) 潤滑油系の配管に設ける冷却器は、(※ 空冷式 ・ 水冷式)とする。 保安装置の外部用端子 ・ 設ける ・ 設けない ・ 適用項目 ( )				
4	分電盤 (1.7.1) (1.7.2) (1.7.3) (1.7.6)	種別は一般形とし、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 ( ) ・ ガラスベースの寸法は、標準図第2編「電力設備工事」による。 キャビネットの構成材は、(※ 鋼板 ・ ステンレス)とする。 ・ 接地端子座の形状等は、標準図第2編「電力設備工事」による。 ・ 特に腐食等を考慮すべき場所に使用されるものについては、図示による。 積算計器は、(※ 検定付 ・ 無検定)とする。 ・ 低圧用SPDクラス1 (JIS C 5381-11「低圧サージ防護デバイス第1部」:低圧配電システムに接続する低圧サージ防護デバイスの要求性能及び試験方法」に規定するクラス1試験によるもの)の性能: ( ) ・ 電力計測装置は、次による。 1. 計測回路数: 回 2. 集中監視部: 信号回路数 ( 回路 )、信号種別 ( ) 3. 集中監視部の外部出力端子 ( ) 4. 変成器の定格電圧: V 5. 表示器: ※ 設ける ・ 設けない 住宅用分電盤に設ける、過電流警報装置の品質及び性能は、次による。 ※ 機材の品質・性能基準 ( ) ・ その他 ( ) ・ ハンドル用の鍵は、総数の20%とし、最低3個とする。 ・ 補修材料は、各色ごとに、100cc単位とする。	(2.2.7) (2.3.7) (2.4.7) (2.10.2)	⑤ 合成樹脂管配線 (P管、CP管) (2.3.3)	・ 管の切口は、電線等の被覆を損傷しないように平滑にする。 ・ 二重筋の上筋と下筋部分及び管と金属部分の交差は、踏みつけによる圧縮変形の影響をさけるため、上筋と下筋の重なり部分よりずらして交差配管する。 ・ コンクリート内に配管する場合は、コンクリートのかぶり厚を30mm以上とする。	(1.1.5)	4. 太陽光発電装置 (1.7.1)	系統連系: ・ あり ・ なし 自立運転: ・ あり ・ なし ・ 太陽光発電装置において最大出力50kW以上の設備及び自家用電気工作物との連系をする場合は、電気主任技術者及び監督職員の立会いのもとに試験を実施する。 ・ 太陽電池アレイ公称出力 ( kW ) パワーコンディショナは、次による。 交流出力電圧: ・ 100V ・ 200V 出力電圧方式: ・ 三相3線式 ・ 単相3線式 ・ 単相2線式 遠方監視用端子 ・ 設ける ・ 設けない			
5	耐熱形分電盤 (1.8.1)	・ 形式は、標準図第2編「電力設備工事」による。	(2.10.4.5) (2.10.4.7)	⑥ ケーブル配線 (2.10.1) (2.10.4.1)	・ ケーブルラックは、容易に点検できる場所に施設する。 ・ ケーブルラックは強電用、弱電用は別々に取付ける。 やむを得ず共用する場合は、セパレータを設け、D種接地工事を施す。 ・ ケーブルは、遮熱材、ケーブルラック等に沿って敷設し、梁から梁等へ飛ばしてはならない。 やむを得ず飛ばして敷設する場合は、補助材を渡して固定するか又はメッシュジャワイヤを張り、これに固定する。 ・ ケーブルは、盤内等で、若干の余裕長を確保する。 ・ 高圧ケーブル端処理部には、施工を担当した電気工事士の氏名、番号等を明記したカードを取付ける。 ちよう架配線は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 ( ) ・ ケーブルを二重天井内に敷設する場合は、標準図第2編「電力設備工事」による。 配線室等において、ケーブル頂部を構造体に固定し、垂直につり下げで配線する垂直ケーブルは、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 ( )	6. 風力発電装置 (1.8.1) (1.8.2) (1.8.3)	風力発電装置の定格出力: ※ 20kW未満 ・ 20kWを超える ( ) 系統連系: ・ あり ・ なし ・ 風車のスケール、材質、形状等 ( ) 移動用の遠方監視用端子: ・ 設ける ・ 設けない				
6	閉閉器 (1.11.1)	・ 形式は、標準図第2編「電力設備工事」による。	(2.10.4.4)	⑦ 地中配線 (2.12.3) (2.12.4)	マンホール及びハンドホールは、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 ( ) 管と建物との接続部は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 ( ) 架空配線からの引込みは、標準図第2編「電力設備工事」による。 地中配線の標識シート等 (※ 設ける ・ 設けない) ・ 管路等の寸法は、図示による。 埋設線の敷設は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 ( )	7. ディーゼル発電設備、ガスエンジン発電設備、ガスタービン発電設備の取付け (2.1.6)	・ 横引き配管等の耐震支持は、標準図第4編「発電設備工事」による。 燃料小出槽の取付けは、次による。 ※ 標準図第4編「発電設備工事」 ・ その他 ( )				
7	制御盤 (1.12.1) (1.12.3) (1.12.6)	・ 形式等は、標準図第2編「電力設備工事」による。 キャビネットの構成材は、(※ 鋼板 ・ ステンレス)とする。 ・ 接地端子座の形状等は、標準図第2編「電力設備工事」による。 ・ 文字記号は、標準図第1編「共通事項」による。	(2.12.4)	⑧ 電灯設備 (2.14.1) (2.14.3) (2.14.4) (2.14.7) (2.14.8)	管と建物との接続部は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 ( ) ・ 架空配線からの引込みは、標準図第2編「電力設備工事」による。 地中配線の標識シート等 (※ 設ける ・ 設けない) ・ 管路等の寸法は、図示による。 埋設線の敷設は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 ( )	7. ディーゼル発電設備、ガスエンジン発電設備、ガスタービン発電設備の取付け (2.1.6)	・ 主燃料槽の取付けは、標準図第4編「発電設備工事」による。 燃料小出槽の取付けは、次による。 ※ 標準図第4編「発電設備工事」 ・ その他 ( )				
8	電気自動車用充電装置 (1.14.1) (1.14.3) (1.14.4) (1.14.7) (1.14.8)	※ 電気自動車用急速充電装置 ・ 電気自動車用普通充電装置 電気自動車用普通充電装置の定格電圧: V キャビネットの構成材は、(※ 鋼板 ・ ステンレス)とする。 電力変換装置の定格電圧: V ・ 文字記号は、標準図第1編「共通事項」による。 移動用の遠方監視用端子: ・ 設ける ・ 設けない	(2.12.5)	⑨ 接地 (2.13.14)	接地種別は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 ( ) ・ D種接地及びC種接地の表示は、特に監督職員の指示するもののみとする。 屋内配線から分岐して照明器具に至る配線及び照明器具電源送り配線は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 ( ) ・ 質量の大きいもの及び取付け方法の特殊なものは、あらかじめ取付け詳細図を監督員に提出し、協議する。 ・ 照明器具の背面形式は、標準図第2編「電力設備工事」による。 ダウンライト形器具の取付けは、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 ( ) ・ 取付け用ビスは、めつきたもの又はステンレス製とし、電線を損傷しないように最小必要長さとして使用する。 ・ 電気室等に設ける照明器具は、高圧配線及び配電盤等の直上は避けて、保守点検が容易な場所に取付ける。 ・ 二重天井内に設ける位置ボックス内で屋内配線から分岐して埋込み形照明器具に至る配線は、金属製可とう電線管配線又はケーブル配線とする。 なお、二重天井内に断熱材が施されている場合においては、ケーブルが断熱材に押さえつけられないように施工する。 ・ 共用部分に取付ける器具は、給湯器の排気管等、熱及び湿気を排出する部分との離隔を十分にとる。 ・ 共用灯の取付け位置は、ランプ交換時等に危険のない場所を選定する。	7. ディーゼル発電設備、ガスエンジン発電設備、ガスタービン発電設備の取付け (2.1.6)	・ 燃焼燃料槽の取付けは、標準図第4編「発電設備工事」による。 燃料小出槽の取付けは、次による。 ※ 標準図第4編「発電設備工事」 ・ その他 ( )				
9	雷保護装置 (1.16.2) (1.16.3) (1.16.4)	突刺の支持管は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 ( ) 試験用接続端子の形式等は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 ( ) 引下げ導線及び避雷導線の構造体への接続金物は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 ( )	(2.14.2)	⑩ 電灯設備 (2.14.1) (2.14.3) (2.14.4) (2.14.7) (2.14.8)	接地種別は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 ( ) ・ D種接地及びC種接地の表示は、特に監督職員の指示するもののみとする。 屋内配線から分岐して照明器具に至る配線及び照明器具電源送り配線は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 ( ) ・ 質量の大きいもの及び取付け方法の特殊なものは、あらかじめ取付け詳細図を監督員に提出し、協議する。 ・ 照明器具の背面形式は、標準図第2編「電力設備工事」による。 ダウンライト形器具の取付けは、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 ( ) ・ 取付け用ビスは、めつきたもの又はステンレス製とし、電線を損傷しないように最小必要長さとして使用する。 ・ 電気室等に設ける照明器具は、高圧配線及び配電盤等の直上は避けて、保守点検が容易な場所に取付ける。 ・ 二重天井内に設ける位置ボックス内で屋内配線から分岐して埋込み形照明器具に至る配線は、金属製可とう電線管配線又はケーブル配線とする。 なお、二重天井内に断熱材が施されている場合においては、ケーブルが断熱材に押さえつけられないように施工する。 ・ 共用部分に取付ける器具は、給湯器の排気管等、熱及び湿気を排出する部分との離隔を十分にとる。 ・ 共用灯の取付け位置は、ランプ交換時等に危険のない場所を選定する。	7. ディーゼル発電設備、ガスエンジン発電設備、ガスタービン発電設備の取付け (2.1.6)	・ 燃焼燃料槽の取付けは、標準図第4編「発電設備工事」による。 燃料小出槽の取付けは、次による。 ※ 標準図第4編「発電設備工事」 ・ その他 ( )				
10	接地 (1.17.1) (1.17.2) (1.17.3) (1.17.4)	・ 接地端子の形式等は、標準図第2編「電力設備工事」による。 接続銅板の形式等は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 ( ) ・ 接地棒の形式等は、標準図第2編「電力設備工事」による。 接地棒埋設線の形式等は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 ( )	(2.14.3)	⑪ 電線管 (2.15.1)	接地種別は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 ( ) ・ D種接地及びC種接地の表示は、特に監督職員の指示するもののみとする。 屋内配線から分岐して照明器具に至る配線及び照明器具電源送り配線は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 ( ) ・ 質量の大きいもの及び取付け方法の特殊なものは、あらかじめ取付け詳細図を監督員に提出し、協議する。 ・ 照明器具の背面形式は、標準図第2編「電力設備工事」による。 ダウンライト形器具の取付けは、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 ( ) ・ 取付け用ビスは、めつきたもの又はステンレス製とし、電線を損傷しないように最小必要長さとして使用する。 ・ 電気室等に設ける照明器具は、高圧配線及び配電盤等の直上は避けて、保守点検が容易な場所に取付ける。 ・ 二重天井内に設ける位置ボックス内で屋内配線から分岐して埋込み形照明器具に至る配線は、金属製可とう電線管配線又はケーブル配線とする。 なお、二重天井内に断熱材が施されている場合においては、ケーブルが断熱材に押さえつけられないように施工する。 ・ 共用部分に取付ける器具は、給湯器の排気管等、熱及び湿気を排出する部分との離隔を十分にとる。 ・ 共用灯の取付け位置は、ランプ交換時等に危険のない場所を選定する。	7. ディーゼル発電設備、ガスエンジン発電設備、ガスタービン発電設備の取付け (2.1.6)	・ 燃焼燃料槽の取付けは、標準図第4編「発電設備工事」による。 燃料小出槽の取付けは、次による。 ※ 標準図第4編「発電設備工事」 ・ その他 ( )				
11	外線材料 (1.18.6)	マンホール、ハンドホール及び鉄ふたの形式等は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 ( ) ブロックマンホール及びブロックハンドホールの荷重、土圧等の構造条件は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 ( ) 埋設線は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 ( )	(2.14.4)	⑫ 動力設備 (2.15.1)	接地種別は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 ( ) ・ D種接地及びC種接地の表示は、特に監督職員の指示するもののみとする。 屋内配線から分岐して照明器具に至る配線及び照明器具電源送り配線は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 ( ) ・ 質量の大きいもの及び取付け方法の特殊なものは、あらかじめ取付け詳細図を監督員に提出し、協議する。 ・ 照明器具の背面形式は、標準図第2編「電力設備工事」による。 ダウンライト形器具の取付けは、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 ( ) ・ 取付け用ビスは、めつきたもの又はステンレス製とし、電線を損傷しないように最小必要長さとして使用する。 ・ 電気室等に設ける照明器具は、高圧配線及び配電盤等の直上は避けて、保守点検が容易な場所に取付ける。 ・ 二重天井内に設ける位置ボックス内で屋内配線から分岐して埋込み形照明器具に至る配線は、金属製可とう電線管配線又はケーブル配線とする。 なお、二重天井内に断熱材が施されている場合においては、ケーブルが断熱材に押さえつけられないように施工する。 ・ 共用部分に取付ける器具は、給湯器の排気管等、熱及び湿気を排出する部分との離隔を十分にとる。 ・ 共用灯の取付け位置は、ランプ交換時等に危険のない場所を選定する。	7. ディーゼル発電設備、ガスエンジン発電設備、ガスタービン発電設備の取付け (2.1.6)	・ 燃焼燃料槽の取付けは、標準図第4編「発電設備工事」による。 燃料小出槽の取付けは、次による。 ※ 標準図第4編「発電設備工事」 ・ その他 ( )				
12	換気扇等 (1.19.1)	・ 換気扇等は、次による。 1. 換気扇及びウェザーカバーの形状、性能等は、図示による。 2. 雨水の浸入のおそれのある場所に取付ける換気扇は、風圧シャッター等雨水が舞い込まないように処置を施す。 3. エレベーター機械室、電気室等で換気扇本体に容易に人が触れるおそれがある場合は、防護カバー等で保護すること。	(2.15.1)	⑬ 雷保護設備 (2.17.2)	接地種別は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 ( ) ・ D種接地及びC種接地の表示は、特に監督職員の指示するもののみとする。 屋内配線から分岐して照明器具に至る配線及び照明器具電源送り配線は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 ( ) ・ 質量の大きいもの及び取付け方法の特殊なものは、あらかじめ取付け詳細図を監督員に提出し、協議する。 ・ 照明器具の背面形式は、標準図第2編「電力設備工事」による。 ダウンライト形器具の取付けは、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 ( ) ・ 取付け用ビスは、めつきたもの又はステンレス製とし、電線を損傷しないように最小必要長さとして使用する。 ・ 電気室等に設ける照明器具は、高圧配線及び配電盤等の直上は避けて、保守点検が容易な場所に取付ける。 ・ 二重天井内に設ける位置ボックス内で屋内配線から分岐して埋込み形照明器具に至る配線は、金属製可とう電線管配線又はケーブル配線とする。 なお、二重天井内に断熱材が施されている場合においては、ケーブルが断熱材に押さえつけられないように施工する。 ・ 共用部分に取付ける器具は、給湯器の排気管等、熱及び湿気を排出する部分との離隔を十分にとる。 ・ 共用灯の取付け位置は、ランプ交換時等に危険のない場所を選定する。	7. ディーゼル発電設備、ガスエンジン発電設備、ガスタービン発電設備の取付け (2.1.6)	・ 燃焼燃料槽の取付けは、標準図第4編「発電設備工事」による。 燃料小出槽の取付けは、次による。 ※ 標準図第4編「発電設備工事」 ・ その他 ( )				
13	機材の試験 (1.19.1)	住宅用分電盤に設ける、過電流警報装置の試験は、次による。 ※ 機材の品質・性能基準 ( ) ・ その他 ( )	(2.17.3) (2.17.4)	⑭ 施工の立会い及び試験 (2.18.2)	接地種別は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 ( ) ・ D種接地及びC種接地の表示は、特に監督職員の指示するもののみとする。 屋内配線から分岐して照明器具に至る配線及び照明器具電源送り配線は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 ( ) ・ 質量の大きいもの及び取付け方法の特殊なものは、あらかじめ取付け詳細図を監督員に提出し、協議する。 ・ 照明器具の背面形式は、標準図第2編「電力設備工事」による。 ダウンライト形器具の取付けは、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 ( ) ・ 取付け用ビスは、めつきたもの又はステンレス製とし、電線を損傷しないように最小必要長さとして使用する。 ・ 電気室等に設ける照明器具は、高圧配線及び配電盤等の直上は避けて、保守点検が容易な場所に取付ける。 ・ 二重天井内に設ける位置ボックス内で屋内配線から分岐して埋込み形照明器具に至る配線は、金属製可とう電線管配線又はケーブル配線とする。 なお、二重天井内に断熱材が施されている場合においては、ケーブルが断熱材に押さえつけられないように施工する。 ・ 共用部分に取付ける器具は、給湯器の排気管等、熱及び湿気を排出する部分との離隔を十分にとる。 ・ 共用灯の取付け位置は、ランプ交換時等に危険のない場所を選定する。	7. ディーゼル発電設備、ガスエンジン発電設備、ガスタービン発電設備の取付け (2.1.6)	・ 燃焼燃料槽の取付けは、標準図第4編「発電設備工事」による。 燃料小出槽の取付けは、次による。 ※ 標準図第4編「発電設備工事」 ・ その他 ( )				
14	電線管 (1.1.4)	キャビネットの構成材は、(※ 鋼板 ・ ステンレス)とする。 ・ 制御回路等の配線は、次による。 1. 配線終端は、図面に特記がなければはんだ接続とし、配線端には、配線番号及び端子記号を記入した絶縁性のマークバンドを付ける。 2. 制御回路の外部配線を接続する場合は、端子1台を設けるものとする。 また、外部との接続用の端子台は、盤1面につき5端子以上の余裕を持たせる。 積算計器は、(※ 検定付 ・ 無検定)とする。 ・ 文字記号は、標準図第1編「共通事項」による。	(2.10.1)	⑮ 電線管 (2.10.1)	接地種別は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 ( ) ・ D種接地及びC種接地の表示は、特に監督職員の指示するもののみとする。 屋内配線から分岐して照明器具に至る配線及び照明器具電源送り配線は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 ( ) ・ 質量の大きいもの及び取付け方法の特殊なものは、あらかじめ取付け詳細図を監督員に提出し、協議する。 ・ 照明器具の背面形式は、標準図第2編「電力設備工事」による。 ダウンライト形器具の取付けは、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 ( ) ・ 取付け用ビスは、めつきたもの又はステンレス製とし、電線を損傷しないように最小必要長さとして使用する。 ・ 電気室等に設ける照明器具は、高圧配線及び配電盤等の直上は避けて、保守点検が容易な場所に取付ける。 ・ 二重天井内に設ける位置ボックス内で屋内配線から分岐して埋込み形照明器具に至る配線は、金属製可とう電線管配線又はケーブル配線とする。 なお、二重天井内に断熱材が施されている場合においては、ケーブルが断熱材に押さえつけられないように施工する。 ・ 共用部分に取付ける器具は、給湯器の排気管等、熱及び湿気を排出する部分との離隔を十分にとる。 ・ 共用灯の取付け位置は、ランプ交換時等に危険のない場所を選定する。	7. ディーゼル発電設備、ガスエンジン発電設備、ガスタービン発電設備の取付け (2.1.6)	・ 燃焼燃料槽の取付けは、標準図第4編「発電設備工事」による。 燃料小出槽の取付けは、次による。 ※ 標準図第4編「発電設備工事」 ・ その他 ( )				
15	分電盤 (1.7.1) (1.7.2) (1.7.3) (1.7.6)	種別は一般形とし、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 ( ) ・ ガラスベースの寸法は、標準図第2編「電力設備工事」による。 キャビネットの構成材は、(※ 鋼板 ・ ステンレス)とする。 ・ 接地端子座の形状等は、標準図第2編「電力設備工事」による。 ・ 特に腐食等を考慮すべき場所に使用されるものについては、図示による。 積算計器は、(※ 検定付 ・ 無検定)とする。 ・ 低圧用SPDクラス1 (JIS C 5381-11「低圧サージ防護デバイス第1部」:低圧配電システムに接続する低圧サージ防護デバイスの要求性能及び試験方法」に規定するクラス1試験によるもの)の性能: ( ) ・ 電力計測装置は、次による。 1. 計測回路数: 回 2. 集中監視部: 信号回路数 ( 回路 )、信号種別 ( ) 3. 集中監視部の外部出力端子 ( ) 4. 変成器の定格電圧: V 5. 表示器: ※ 設ける ・ 設けない 住宅用分電盤に設ける、過電流警報装置の品質及び性能は、次による。 ※ 機材の品質・性能基準 ( ) ・ その他 ( ) ・ ハンドル用の鍵は、総数の20%とし、最低3個とする。 ・ 補修材料は、各色ごとに、100cc単位とする。	(2.2.7) (2.3.7) (2.4.7) (2.10.2)	⑯ 電線管 (2.10.1)	接地種別は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 ( ) ・ D種接地及びC種接地の表示は、特に監督職員の指示するもののみとする。 屋内配線から分岐して照明器具に至る配線及び照明器具電源送り配線は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 ( ) ・ 質量の大きいもの及び取付け方法の特殊なものは、あらかじめ取付け詳細図を監督員に提出し、協議する。 ・ 照明器具の背面形式は、標準図第2編「電力設備工事」による。 ダウンライト形器具の取付けは、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 ( ) ・ 取付け用ビスは、めつきたもの又はステンレス製とし、電線を損傷しないように最小必要長さとして使用する。 ・ 電気室等に設ける照明器具は、高圧配線及び配電盤等の直上は避けて、保守点検が容易な場所に取付ける。 ・ 二重天井内に設ける位置ボックス内で屋内配線から分岐して埋込み形照明器具に至る配線は、金属製可とう電線管配線又はケーブル配線とする。 なお、二重天井内に断熱材が施されている場合においては、ケーブルが断熱材に押さえつけられないように施工する。 ・ 共用部分に取付ける器具は、給湯器の排気管等、熱及び湿気を排出する部分との離隔を十分にとる。 ・ 共用灯の取付け位置は、ランプ交換時等に危険のない場所を選定する。	7. ディーゼル発電設備、ガスエンジン発電設備、ガスタービン発電設備の取付け (2.1.6)	・ 燃焼燃料槽の取付けは、標準図第4編「発電設備工事」による。 燃料小出槽の取付けは、次による。 ※ 標準図第4編「発電設備工事」 ・ その他 ( )				
16	バスダクト配線 (2.9.2)	エキスパンションバスダクト: ・ 設ける ・ 設けない	(2.9.2)	⑰ 電線管 (2.10.1)	接地種別は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 ( ) ・ D種接地及びC種接地の表示は、特に監督職員の指示するもののみとする。 屋内配線から分岐して照明器具に至る配線及び照明器具電源送り配線は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 ( ) ・ 質量の大きいもの及び取付け方法の特殊なものは、あらかじめ取付け詳細図を監督員に提出し、協議する。 ・ 照明器具の背面形式は、標準図第2編「電力設備工事」による。 ダウンライト形器具の取付けは、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 ( ) ・ 取付け用ビスは、めつきたもの又はステンレス製とし、電線を損傷しないように最小必要長さとして使用する。 ・ 電気室等に設ける照明器具は、高圧配線及び配電盤等の直上は避けて、保守点検が容易な場所に取付ける。 ・ 二重天井内に設ける位置ボックス内で屋内配線から分岐して埋込み形照明器具に至る配線は、金属製可とう電線管配線又はケーブル配線とする。 なお、二重天井内に断熱材が施されている場合においては、ケーブルが断熱材に押さえつけられないように施工する。 ・ 共用部分に取付ける器具は、給湯器の排気管等、熱及び湿気を排出する部分との離隔を十分にとる。 ・ 共用灯の取付け位置は、ランプ交換時等に危険のない場所を選定する。	7. ディーゼル発電設備、ガスエンジン発電設備、ガスタービン発電設備の取付け (2.1.6)	・ 燃焼燃料槽の取付けは、標準図第4編「発電設備工事」による。 燃料小出槽の取付けは、次による。 ※ 標準図第4編「発電設備工事」 ・ その他 ( )				
17	耐熱形分電盤 (1.8.1)	・ 形式は、標準図第2編「電力設備工事」による。	(2.10.4.5) (2.10.4.7)	⑱ 電線管 (2.10.1)	接地種別は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 ( ) ・ D種接地及びC種接地の表示は、特に監督職員の指示するもののみとする。 屋内配線から分岐して照明器具に至る配線及び照明器具電源送り配線は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 ( ) ・ 質量の大きいもの及び取付け方法の特殊なものは、あらかじめ取付け詳細図を監督員に提出し、協議する。 ・ 照明器具の背面形式は、標準図第2編「電力設備工事」による。 ダウンライト形器具の取付けは、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 ( ) ・ 取付け用ビスは、めつきたもの又はステンレス製とし、電線を損傷しないように最小必要長さとして使用する。 ・ 電気室等に設ける照明器具は、高圧配線及び配電盤等の直上は避けて、保守点検が容易な場所に取付ける。 ・ 二重天井内に設ける位置ボックス内で屋内配線から分岐して埋込み形照明器具に至る配線は、金属製可とう電線管配線又はケーブル配線とする。 なお、二重天井内に断熱材が施されている場合においては、ケーブルが断熱材に押さえつけられないように施工する。 ・ 共用部分に取付ける器具は、給湯器の排気管等、熱及び湿気を排出する部分との離隔を十分にとる。 ・ 共用灯の取付け位置は、ランプ交換時等に危険のない場所を選定する。	7. ディーゼル発電設備、ガスエンジン発電設備、ガスタービン発電設備の取付け (2.1.6)	・ 燃焼燃料槽の取付けは、標準図第4編「発電設備工事」による。 燃料小出槽の取付けは、次による。 ※ 標準図第4編「発電設備工事」 ・ その他 ( )				
18	閉閉器 (1.11.1)	・ 形式は、標準図第2編「電力設備工事」による。	(2.11.1)	⑳ 電線管 (2.10.1)	接地種別は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 ( ) ・ D種接地及びC種接地の表示は、特に監督職員の指示するもののみとする。 屋内配線から分岐して照明器具に至る配線及び照明器具電源送り配線は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 ( ) ・ 質量の大きいもの及び取付け方法の特殊なものは、あらかじめ取付け詳細図を監督員に提出し、協議する。 ・ 照明器具の背面形式は、標準図第2編「電力設備工事」による。 ダウンライト形器具の取付けは、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 ( ) ・ 取付け用ビスは、めつきたもの又はステンレス製とし、電線を損傷しないように最小必要長さとして使用する。 ・ 電気室等に設ける照明器具は、高圧配線及び配電盤等の直上は避けて、保守点検が容易な場所に取付ける。 ・ 二重天井内に設ける位置ボックス内で屋内配線から分岐して埋込み形照明器具に至る配線は、金属製可とう電線管配線又はケーブル配線とする。 なお、二重天井内に断熱材が施されている場合においては、ケーブルが断熱材に押さえつけられないように施工する。 ・ 共用部分に取付ける器具は、給湯器の排気管等、熱及び湿気を排出する部分との離隔を十分にとる。 ・ 共用灯の取付け位置は、ランプ交換時等に危険のない場所を選定する。	7. ディーゼル発電設備、ガスエンジン発電設備、ガスタービン発電設備の取付け (2.1.6)	・ 燃焼燃料槽の取付けは、標準図第4編「発電設備工事」による。 燃料小出槽の取付けは、次による。 ※ 標準図第4編「発電設備工事」 ・ その他 ( )				
19	制御盤 (1.12.1) (1.12.3) (1.12.6)	・ 形式等は、標準図第2編「電力設備工事」による。 キャビネットの構成材は、(※ 鋼板 ・ ステンレス)とする。 ・ 接地端子座の形状等は、標準図第2編「電力設備工事」による。 ・ 文字記号は、標準図第1編「共通事項」による。	(2.12.3) (2.12.4)	㉑ 電線管 (2.10.1)	接地種別は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 ( ) ・ D種接地及びC種接地の表示は、特に監督職員の指示するもののみとする。 屋内配線から分岐して照明器具に至る配線及び照明器具電源送り配線は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 ( ) ・ 質量の大きいもの及び取付け方法の特殊なものは、あらかじめ取付け詳細図を監督員に提出し、協議する。 ・ 照明器具の背面形式は、標準図第2編「電力設備工事」による。 ダウンライト形器具の取付けは、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 ( ) ・ 取付け用ビスは、めつきたもの又はステンレス製とし、電線を損傷しないように最小必要長さとして使用する。 ・ 電気室等に設ける照明器具は、高圧配線及び配電盤等の直上は避けて、保守点検が容易な場所に取付ける。 ・ 二重天井内に設ける位置ボックス内で屋内配線から分岐して埋込み形照明器具に至る配線は、金属製可とう電線管配線又はケーブル配線とする。 なお、二重天井内に断熱材が施されている場合においては、ケーブルが断熱材に押さえつけられないように施工する。 ・ 共用部分に取付ける器具は、給湯器の排気管等、熱及び湿気を排出する部分との離隔を十分にとる。 ・ 共用灯の取付け位置は、ランプ交換時等に危険のない場所を選定する。	7. ディーゼル発電設備、ガスエンジン発電設備、ガスタービン発電設備の取付け (2.1.6)	・ 燃焼燃料槽の取付けは、標準図第4編「発電設備工事」による。 燃料小出槽の取付けは、次による。 ※ 標準図第4編「発電設備工事」 ・ その他 ( )				
20	電気自動車用充電装置 (1.14.1) (1.14.3) (1.14.4) (1.14.7) (1.14.8)	※ 電気自動車用急速充電装置 ・ 電気自動車用普通充電装置 電気自動車用普通充電装置の定格電圧: V キャビネットの構成材は、(※ 鋼板 ・ ステンレス)とする。 電力変換装置の定格電圧: V ・ 文字記号は、標準図第1編「共通事項」による。 移動用の遠方監視用端子: ・ 設ける ・ 設けない	(2.12.5)	㉒ 電線管 (2.10.1)	接地種別は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 ( ) ・ D種接地及びC種接地の表示は、特に監督職員の指示するもののみとする。 屋内配線から分岐して照明器具に至る配線及び照明器具電源送り配線は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 ( ) ・ 質量の大きいもの及び取付け方法の特殊なものは、あらかじめ取付け詳細図を監督員に提出し、協議する。 ・ 照明器具の背面形式は、標準図第2編「電力設備工事」による。 ダウンライト形器具の取付けは、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 ( ) ・ 取付け用ビスは、めつきたもの又はステンレス製とし、電線を損傷しないように最小必要長さとして使用する。 ・ 電気室等に設ける照明器具は、高圧配線及び配電盤等の直上は避けて、保守点検が容易な場所に取付ける。 ・ 二重天井内に設ける位置ボックス内で屋内配線から分岐して埋込み形照明器具に至る配線は、金属製可とう電線管配線又はケーブル配線とする。 なお、二重天井内に断熱材が施されている場合においては、ケーブルが断熱材に押さえつけられないように施工する。 ・ 共用部分に取付ける器具は、給湯器の排気管等、熱及び湿気を排出する部分との離隔を十分にとる。 ・ 共用灯の取付け位置は、ランプ交換時等に危険のない場所を選定する。	7. ディーゼル発電設備、ガスエンジン発電設備、ガスタービン発電設備の取付け (2.1.6)	・ 燃焼燃料槽の取付けは、標準図第4編「発電設備工事」による。 燃料小出槽の取付けは、次による。 ※ 標準図第4編「発電設備工事」 ・ その他 ( )				
21	雷保護装置 (1.16.2) (1.16.3) (1.16.4)	突刺の支持管は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 ( ) 試験用接続端子の形式等は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 ( ) 引下げ導線及び避雷導線の構造体への接続金物は、次による。 ※									

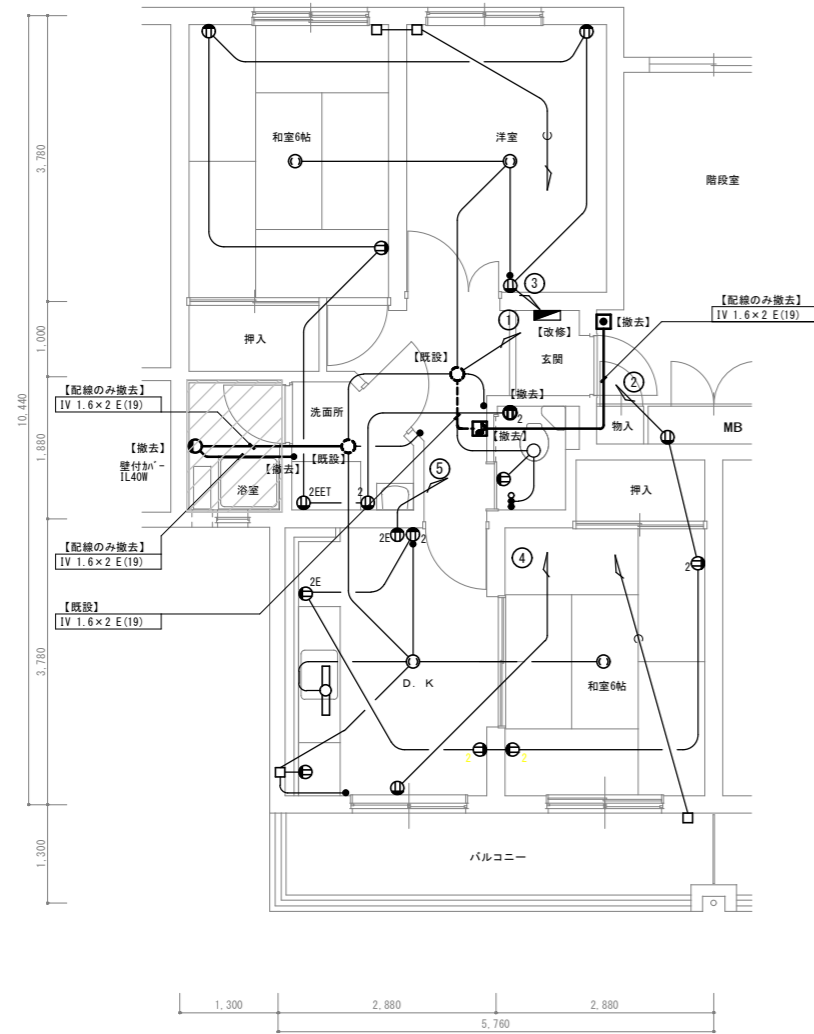
編	項目	特記事項	編	項目	特記事項	【表-1】各工事の区分表	【表-2】機器標準取付け高さ																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
6 通信・情報設備工事	1. 配線器具 (1.3.2) (1.3.3)	・ 光ファイバの接続に使用するコネクタ ( ) ・ 同軸ケーブルの接続に使用するコネクタ ( )	6 通信・情報設備工事	15. 接地の施工 (2.12.2)	・ 接地を施す機器は、次表による。 <table border="1"> <tr> <th>接地を施す機器</th> <th>接地抵抗値 (Ω)</th> <th>接地線の太さ (mm)</th> </tr> <tr> <td>主端子盤及び保安装置を有する端子盤</td> <td>100 以下</td> <td>1.6 以上</td> </tr> <tr> <td>ヘッドエンド、増幅器、電源供給器、保安器、メッセンジャワイヤ</td> <td>100 以下</td> <td>1.6 以上</td> </tr> <tr> <td>拡声用増幅器</td> <td>100 以下</td> <td>1.6 以上</td> </tr> </table>	接地を施す機器	接地抵抗値 (Ω)	接地線の太さ (mm)	主端子盤及び保安装置を有する端子盤	100 以下	1.6 以上	ヘッドエンド、増幅器、電源供給器、保安器、メッセンジャワイヤ	100 以下	1.6 以上	拡声用増幅器	100 以下	1.6 以上	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工 事 項 目</th> <th>建築</th> <th>電気</th> <th>機械</th> <th>昇降</th> <th>外構</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>躯体への貫通孔</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>貫通孔の材料</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td>各工事に必要な貫通孔は各々の工事</td> </tr> <tr> <td>貫通孔の重出し</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td>各工事に必要な貫通孔は各々の工事</td> </tr> <tr> <td>貫通孔の取付け</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td>各工事に必要な貫通孔は各々の工事</td> </tr> <tr> <td>貫通孔の補強</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>屋上</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>機器及び水槽類の基礎</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上基礎のアンカーボルト設置</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上基礎の防水</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>昇降機</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>昇降機の躯体</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>機械室の躯体</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>機械室の床開口</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>機械室天井フック</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ガイドレール下地</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ビット防水</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>押しボタン、インジケータ</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>三方栓、幕板取付け</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>三方栓廻り埋戻し</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>機械室換気設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>制御盤から外部インターホンまでの配管、配線</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>点検用コンセント</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>インサート</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td>各工事に必要な貫通孔は各々の工事</td> </tr> <tr> <td>A L C板の壁開口及び補強</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>押出成形セメント板の壁開口及び補強</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>壁樋、ドレン</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>壁樋から第一階までの接続</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第一階以降の排水設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ハンドホール等の化粧蓋</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>消火器</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>消火器ボックス</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>テレビアンテナ</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>避雷針</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>浄化槽</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>受水槽</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ゴミ置き場</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>自転車庫</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>軽量天井・壁下地及び木天井・壁下地</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>重出し</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>各工事に必要な貫通孔は各々の工事</td> </tr> <tr> <td>開口補強</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>天井・壁せりボード</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ボード切込み</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>各工事に必要な貫通孔は各々の工事</td> </tr> <tr> <td>台所廻り</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>キッチンユニット (流し台、ガス台、吊り戸)</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>レンジフード</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>棚下灯</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>洗面所・浴室廻り</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>洗面化粧台</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>洗濯パン</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>浴室ユニット</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>浴室ユニット内照明器具</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>浴室ユニット内水栓</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>バスタオル掛け</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>便所廻り</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>衛生陶器</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>補助手すり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>タオル掛け</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>紙巻き器</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>床・壁・天井点検口</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>クラーンスリーブ及びキャップ</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>室外機用吊りボルト</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>床暖房</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	工 事 項 目	建築	電気	機械	昇降	外構	備 考	躯体への貫通孔							貫通孔の材料	○	○	○	○		各工事に必要な貫通孔は各々の工事	貫通孔の重出し	○	○	○	○		各工事に必要な貫通孔は各々の工事	貫通孔の取付け	○	○	○	○		各工事に必要な貫通孔は各々の工事	貫通孔の補強	○						屋上							機器及び水槽類の基礎							同上基礎のアンカーボルト設置							同上基礎の防水							昇降機							昇降機の躯体							機械室の躯体							機械室の床開口							機械室天井フック							ガイドレール下地							ビット防水							押しボタン、インジケータ							三方栓、幕板取付け							三方栓廻り埋戻し							機械室換気設備							制御盤から外部インターホンまでの配管、配線							点検用コンセント							その他							インサート	○	○	○	○		各工事に必要な貫通孔は各々の工事	A L C板の壁開口及び補強							押出成形セメント板の壁開口及び補強							壁樋、ドレン							壁樋から第一階までの接続							第一階以降の排水設備							ハンドホール等の化粧蓋							消火器							消火器ボックス							テレビアンテナ							避雷針							浄化槽							受水槽							ゴミ置き場							自転車庫							軽量天井・壁下地及び木天井・壁下地							重出し	○	○	○			各工事に必要な貫通孔は各々の工事	開口補強	○						天井・壁せりボード							ボード切込み	○	○	○			各工事に必要な貫通孔は各々の工事	台所廻り							キッチンユニット (流し台、ガス台、吊り戸)	○						レンジフード							棚下灯							洗面所・浴室廻り							洗面化粧台							洗濯パン							浴室ユニット	○						浴室ユニット内照明器具	○						浴室ユニット内水栓	○						バスタオル掛け	○						便所廻り							衛生陶器							補助手すり							タオル掛け							紙巻き器							その他							床・壁・天井点検口	○						クラーンスリーブ及びキャップ							室外機用吊りボルト							床暖房							<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>測 点</th> <th>取付け高[mm]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>積算計器</td> <td>地上～窓中心</td> <td>1,800~2,000</td> </tr> <tr> <td>引込開閉器</td> <td>床下～中心</td> <td>1,800~2,200</td> </tr> <tr> <td>分電盤、制御盤</td> <td>床下～中心</td> <td>1,500 (上端1,900以下)</td> </tr> <tr> <td>スイッチ</td> <td>床下～中心</td> <td>1,300</td> </tr> <tr> <td>スイッチ (多機能トイレ)</td> <td>床下～中心</td> <td>1,100</td> </tr> <tr> <td>コンセント (一般)</td> <td>床下～中心</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>コンセント (和室)</td> <td>床下～中心</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>コンセント (台上)</td> <td>台上～中心</td> <td>150~200</td> </tr> <tr> <td>コンセント (車椅子用)</td> <td>床下～中心</td> <td>900</td> </tr> <tr> <td>ブラケット (一般)</td> <td>床下～中心</td> <td>2,100~2,300</td> </tr> <tr> <td>ブラケット (鏡横)</td> <td>床下～中心</td> <td>2,000~2,500</td> </tr> <tr> <td>ブラケット (鏡上)</td> <td>鏡上端～中心</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>壁掛形制御盤</td> <td>床下～中心</td> <td>1,500 (上端2,000以下)</td> </tr> <tr> <td>閉閉器箱</td> <td>床下～中心</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>制御用スイッチ</td> <td>床下～中心</td> <td>1,300</td> </tr> <tr> <td>端子盤 (E P S、電気室)</td> <td>床下～中心</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>端子盤 (一般室内)</td> <td>床下～下端</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>集合保安装置</td> <td>天井下～上端</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>壁掛形時計</td> <td>床下～中心</td> <td>1,500 (上端2,000以下)</td> </tr> <tr> <td>子時計</td> <td>床下～中心</td> <td>(天井高) × 0.9</td> </tr> <tr> <td>壁掛形スピーカ</td> <td>床下～中心</td> <td>(天井高) × 0.9</td> </tr> <tr> <td>壁付アッテネータ</td> <td>床下～中心</td> <td>1,300</td> </tr> <tr> <td>外部受付用インターホン子機</td> <td>床下～中心</td> <td>「標準図」による。</td> </tr> <tr> <td>壁付インターホン (一般)</td> <td>床下～中心</td> <td>1,300</td> </tr> <tr> <td>壁付押しボタン (多機能トイレ)</td> <td>床下～中心</td> <td>900</td> </tr> <tr> <td>機器収容箱</td> <td>天井下～上端</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>テレビ端子、直列ユニット (一般)</td> <td>床下～中心</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>テレビ端子、直列ユニット (和室)</td> <td>床下～中心</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>受信機、副受信機</td> <td>床下～操作部</td> <td>800~1,500</td> </tr> <tr> <td>機器収容箱</td> <td>床下～中心</td> <td>800~1,500</td> </tr> <tr> <td>発信機</td> <td>床下～中心</td> <td>800~1,500</td> </tr> <tr> <td>警報ベル</td> <td>床下～中心</td> <td>2,300</td> </tr> <tr> <td>表示灯</td> <td>床下～中心</td> <td>2,100</td> </tr> <tr> <td>液化石油ガス用検知器</td> <td>床下～上端</td> <td>300</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	測 点	取付け高[mm]	積算計器	地上～窓中心	1,800~2,000	引込開閉器	床下～中心	1,800~2,200	分電盤、制御盤	床下～中心	1,500 (上端1,900以下)	スイッチ	床下～中心	1,300	スイッチ (多機能トイレ)	床下～中心	1,100	コンセント (一般)	床下～中心	300	コンセント (和室)	床下～中心	150	コンセント (台上)	台上～中心	150~200	コンセント (車椅子用)	床下～中心	900	ブラケット (一般)	床下～中心	2,100~2,300	ブラケット (鏡横)	床下～中心	2,000~2,500	ブラケット (鏡上)	鏡上端～中心	150	壁掛形制御盤	床下～中心	1,500 (上端2,000以下)	閉閉器箱	床下～中心	1,500	制御用スイッチ	床下～中心	1,300	端子盤 (E P S、電気室)	床下～中心	1,500	端子盤 (一般室内)	床下～下端	300	集合保安装置	天井下～上端	200	壁掛形時計	床下～中心	1,500 (上端2,000以下)	子時計	床下～中心	(天井高) × 0.9	壁掛形スピーカ	床下～中心	(天井高) × 0.9	壁付アッテネータ	床下～中心	1,300	外部受付用インターホン子機	床下～中心	「標準図」による。	壁付インターホン (一般)	床下～中心	1,300	壁付押しボタン (多機能トイレ)	床下～中心	900	機器収容箱	天井下～上端	200	テレビ端子、直列ユニット (一般)	床下～中心	300	テレビ端子、直列ユニット (和室)	床下～中心	150	受信機、副受信機	床下～操作部	800~1,500	機器収容箱	床下～中心	800~1,500	発信機	床下～中心	800~1,500	警報ベル	床下～中心	2,300	表示灯	床下～中心	2,100	液化石油ガス用検知器	床下～上端	300
	接地を施す機器	接地抵抗値 (Ω)		接地線の太さ (mm)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	主端子盤及び保安装置を有する端子盤	100 以下		1.6 以上																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	ヘッドエンド、増幅器、電源供給器、保安器、メッセンジャワイヤ	100 以下		1.6 以上																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	拡声用増幅器	100 以下		1.6 以上																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	工 事 項 目	建築		電気	機械	昇降	外構	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	躯体への貫通孔																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	貫通孔の材料	○		○	○	○		各工事に必要な貫通孔は各々の工事																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	貫通孔の重出し	○		○	○	○		各工事に必要な貫通孔は各々の工事																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	貫通孔の取付け	○		○	○	○		各工事に必要な貫通孔は各々の工事																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	貫通孔の補強	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	屋上																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	機器及び水槽類の基礎																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	同上基礎のアンカーボルト設置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
同上基礎の防水																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
昇降機																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
昇降機の躯体																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
機械室の躯体																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
機械室の床開口																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
機械室天井フック																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
ガイドレール下地																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
ビット防水																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
押しボタン、インジケータ																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
三方栓、幕板取付け																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
三方栓廻り埋戻し																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
機械室換気設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
制御盤から外部インターホンまでの配管、配線																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
点検用コンセント																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
インサート	○	○	○	○		各工事に必要な貫通孔は各々の工事																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
A L C板の壁開口及び補強																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
押出成形セメント板の壁開口及び補強																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
壁樋、ドレン																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
壁樋から第一階までの接続																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
第一階以降の排水設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
ハンドホール等の化粧蓋																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
消火器																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
消火器ボックス																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
テレビアンテナ																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
避雷針																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
浄化槽																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
受水槽																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
ゴミ置き場																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
自転車庫																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
軽量天井・壁下地及び木天井・壁下地																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
重出し	○	○	○			各工事に必要な貫通孔は各々の工事																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
開口補強	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
天井・壁せりボード																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
ボード切込み	○	○	○			各工事に必要な貫通孔は各々の工事																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
台所廻り																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
キッチンユニット (流し台、ガス台、吊り戸)	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
レンジフード																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
棚下灯																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
洗面所・浴室廻り																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
洗面化粧台																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
洗濯パン																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
浴室ユニット	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
浴室ユニット内照明器具	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
浴室ユニット内水栓	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
バスタオル掛け	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
便所廻り																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
衛生陶器																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
補助手すり																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
タオル掛け																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
紙巻き器																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
床・壁・天井点検口	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
クラーンスリーブ及びキャップ																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
室外機用吊りボルト																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
床暖房																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
名 称	測 点	取付け高[mm]																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
積算計器	地上～窓中心	1,800~2,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
引込開閉器	床下～中心	1,800~2,200																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
分電盤、制御盤	床下～中心	1,500 (上端1,900以下)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
スイッチ	床下～中心	1,300																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
スイッチ (多機能トイレ)	床下～中心	1,100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
コンセント (一般)	床下～中心	300																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
コンセント (和室)	床下～中心	150																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
コンセント (台上)	台上～中心	150~200																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
コンセント (車椅子用)	床下～中心	900																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
ブラケット (一般)	床下～中心	2,100~2,300																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
ブラケット (鏡横)	床下～中心	2,000~2,500																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
ブラケット (鏡上)	鏡上端～中心	150																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
壁掛形制御盤	床下～中心	1,500 (上端2,000以下)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
閉閉器箱	床下～中心	1,500																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
制御用スイッチ	床下～中心	1,300																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
端子盤 (E P S、電気室)	床下～中心	1,500																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
端子盤 (一般室内)	床下～下端	300																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
集合保安装置	天井下～上端	200																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
壁掛形時計	床下～中心	1,500 (上端2,000以下)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
子時計	床下～中心	(天井高) × 0.9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
壁掛形スピーカ	床下～中心	(天井高) × 0.9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
壁付アッテネータ	床下～中心	1,300																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
外部受付用インターホン子機	床下～中心	「標準図」による。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
壁付インターホン (一般)	床下～中心	1,300																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
壁付押しボタン (多機能トイレ)	床下～中心	900																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
機器収容箱	天井下～上端	200																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
テレビ端子、直列ユニット (一般)	床下～中心	300																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
テレビ端子、直列ユニット (和室)	床下～中心	150																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
受信機、副受信機	床下～操作部	800~1,500																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
機器収容箱	床下～中心	800~1,500																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
発信機	床下～中心	800~1,500																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
警報ベル	床下～中心	2,300																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
表示灯	床下～中心	2,100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
液化石油ガス用検知器	床下～上端	300																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
⑥ 誘導支援装置 (1.10.1) (1.10.4) (1.10.7) (1.10.11) (1.10.13) (緊急通報装置)	形式等は、次にによる。 ※ 標準図第5編「通信・情報設備工事」 ・ その他 ( ) テレビインターホン (親機) で映像範囲を調整する機能: ・ あり ・ なし テレビインターホン (子機) で映像範囲を調整する機能: ・ あり ・ なし トイレ等呼出装置の通話機能: ・ 設ける ・ 設けない 住宅情報装置の品質及び性能は、次にによる。 ※ 機材の品質・性能基準 ・ その他 ( ) 電気制御式宅配ボックス装置の品質及び性能は、次にによる。 ※ 優良住宅部品 (B L部品) ・ 機材の品質・性能基準 ・ その他 ( ) 緊急通報設備は、高齢者が安心して生活が送れるように側面からサポートし、入居者のプライバシーを損うことなく、暮らしや住まい、健康等を間接的又は自動的に管理を行う設備とし、構成機器は、図示による。	アンテナマストの取付けは、次にによる。 ※ 標準図第5編「通信・情報設備工事」 ・ その他 ( ) ・ 受信調査を行うチャンネル ( )	事前調査を行う箇所数 ( ) 事前調査を行うチャンネル ( )	検知器の開閉及び取付け高さは、図示による。	構内情報通信設備の試験数量は、図示による。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
7. テレビ共同受信装置 (1.11.1) (1.11.2)	形式等は、標準図第5編「通信・情報設備工事」による。 テレビ機器の品質及び性能は、次にによる。 ※ 優良住宅部品 (B L部品) ・ 機材の品質・性能基準 ・ その他 ( )	1. 共通事項 (1.1.1)	2. 警報盤 (1.2.1)	3. 簡易監視制御装置 (1.3.1) (1.3.2) (1.3.4)	4. 監視制御装置 (1.4.1) (1.4.2) (1.4.4)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
8. テレビ電波障害防除装置 (1.12.1) (1.12.3)	形式等は、標準図第5編「通信・情報設備工事」による。 屋外に設置する機器収容箱は、 ( ・ 合成樹脂製 ・ アルミダイキャスト製 ・ 鋼鉄製 ・ 鋼板製 ) とする。	信号の入出力条件は、標準図第6編「中央監視制御設備工事」による。	信号の伝送方式 ( )	簡易監視制御装置の機能は、図示による。	監視制御装置の機能は、図示による。 監視操作装置の機器構成は、図示による。 ※ 検票用印字装置 ( )																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
9. 監視カメラ装置 (1.13.1) (1.13.5)	主要機器の種類、性能、定格、数量等は、図示による。 機器収納ラックは、次にによる。 1. 前面扉は、かぎ付きとする。 2. 側面パネルは、容易に開放できない構造とする。	監視制御装置の機能は、図示による。 監視操作装置の機器構成は、図示による。 ※ キャビネット ( ) ※ 検票用印字装置 ( )																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
10. 駐車場管理装置 (1.14.1) (1.14.2) (1.14.5)	形式等は、標準図第5編「通信・情報設備工事」による。 制御盤の機能 ( ) 発行券: ・ 磁気式 ・ ICカード式 ・ その他 ・ 発券方式 ( )	1. 共通事項 (1.1.1)	2. 警報盤 (1.2.1)	3. 簡易監視制御装置 (1.3.1) (1.3.2) (1.3.4)	4. 監視制御装置 (1.4.1) (1.4.2) (1.4.4)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
11. 自動火災報知装置 (1.16.4) (1.16.7)	表示装置 ( ) スポット型感知器は、特記がなければ露出形とする。	信号の入出力条件は、標準図第6編「中央監視制御設備工事」による。	信号の伝送方式 ( )	簡易監視制御装置の機能は、図示による。	監視制御装置の機能は、図示による。 監視操作装置の機器構成は、図示による。 ※ キャビネット ( ) ※ 検票用印字装置 ( )																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
12. 非常警報装置 (1.18.1)	非常放送装置で緊急地震放送を行う機能: ・ あり ・ なし	1. 共通事項 (1.1.1)	2. 警報盤 (1.2.1)	3. 簡易監視制御装置 (1.3.1) (1.3.2) (1.3.4)	4. 監視制御装置 (1.4.1) (1.4.2) (1.4.4)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
⑬ 機材の試験 (1.21.1)	端子盤の性能試験は、次にによる。 ※ 公仕仕 (電気編) 第6編表 1.2.1.1 「端子盤の試験」 ・ その他 ( ) FMアンテナの試験は、次にによる。 ※ 優良住宅部品 (B L部品) ・ 機材の品質・性能基準 ・ その他 ( ) 住宅情報装置の試験は、次にによる。 ※ 機材の品質・性能基準 ・ その他 ( ) 電気制御式宅配ボックス装置の試験は、次にによる。 ※ 優良住宅部品 (B L部品) ・ 機材の品質・性能基準 ・ その他 ( ) テレビ機器の試験は、次にによる。 ※ 優良住宅部品 (B L部品) ・ 機材の品質・性能基準 ・ その他 ( ) 誘導支援機器の試験は、次にによる。 ※ 公仕仕 (電気編) 第6編表 1.2.1.3.1 「誘導支援装置等の試験」	1. 共通事項 (1.1.1)	2. 警報盤 (1.2.1)	3. 簡易監視制御装置 (1.3.1) (1.3.2) (1.3.4)	4. 監視制御装置 (1.4.1) (1.4.2) (1.4.4)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
14. 地中配線 (2.11.3)	地中配線の標準シート等 (※ 設ける ・ 設けない)	1. 共通事項 (1.1.1)	2. 警報盤 (1.2.1)	3. 簡易監視制御装置 (1.3.1) (1.3.2) (1.3.4)	4. 監視制御装置 (1.4.1) (1.4.2) (1.4.4)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														

記号	名称	仕様	備考
■	住戸分電盤		
□	アットライトボックス	四角中流	
○	露出ボックス	丸型	
□MA	一種金属線び用ボックス	A型	
□BP	ブラケット	1:1ヶ用・2:2ヶ用	
○	天井付照明器具		照明器具姿図参照
○	壁付照明器具		照明器具姿図参照
●	埋込スイッチ	IP 15A ×1	プレート共
●L	埋込スイッチ	IP 15A ×1 ON表示灯	プレート共
EET	埋込コンセント	2P15A(E付) ×1 ET付	プレート共
EP	埋込コンセント	2P15A(E付) ×2 ET付・防水型	
🔊	呼出音知器		既設
🔊	呼出押鈕		既設
📺	インターネット機器	観機	機器姿図参照
📺	インターネット機器	露出 防水型	機器姿図参照
🔄	換気扇	・本工事 ○機械設備	
🔄R	給湯ポンプ	・本工事 ・機械設備 ○支給品取付	

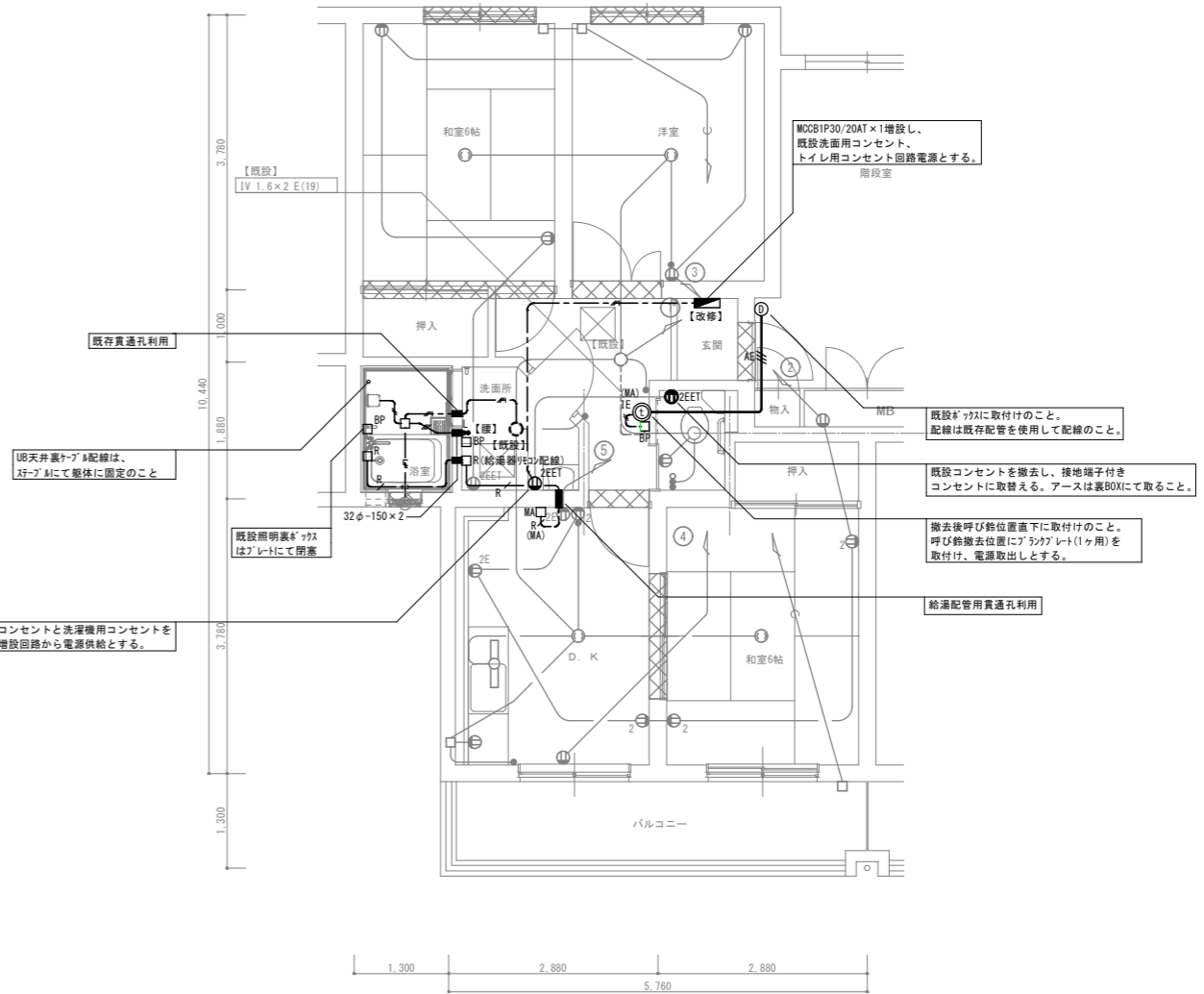
記号	名称	仕様	備考
■	既設RO壁折り	*φ-*** (口径→コナリ厚)	
〇	【撤去】	既設機器の撤去を示す	
〇	【改修】	既設機器の改修を示す	改修内容は併記
〇	【既設】	既設機器 (改修無し) を示す	
〇	〇	併記なし	新設を示す
〇	【壁】	壁高プレート取付を示す	

記号	適用	備考
---	天井内ケーブル配線	立上げ部は配管保護
---	露出配管配線	
		屋内隠蔽 屋内露出 屋外露出 地中
EM-EFF 1.6-2C		MM1-A -- --
EM-EFF 1.6-3C		MM1-A -- --
EM-EFF 1.6-3C(1線7-2)		MM1-A -- --
EM-VVF 1.6-2C×2(1線7-2)		MM1-A -- --
EM-EFF 2.0-3C(1線7-2)		MM1-A G(22) --
EM-IE 1.6×1		MM1-A -- --
EM-IE 1.6×2		MM1-A -- --
EM-AE 0.9-3C		MM1-A -- --
給湯ポンプケーブル (支給品取付)		MM1-A G(16) --
MA	一種金属線び A型	

① セキュリティドアホン	② 玄関子機
電源電圧 AC100V 形状 壁掛形 (たて付け1個用樹脂ボックス) 材質 樹脂 警報表示 非常	形状 露出形 (JIS 1個用スイッチボックス) 材質 樹脂 警報表示 呼出ボタンの部点滅 備考 戸外表示器型式確認品



改修前平面図 S=1:50



改修後平面図 S=1:50

1. 〇は壁位置を示す。壁の2枚位置は事前に監督員、監理者の承認を得、壁下を貫通すること。
2. 配線撤去後の配管端部は閉塞すること。

# 令和8年度 県営住宅（上田）緑が丘団地M6棟バスリフォーム工事

### I. 工事概要

1. 工事場所 上田市

建物名称	工事種別	構造	階数	延床面積(m <sup>2</sup> )	消防法施行令別表第一	耐震分類	備考
県営住宅	改修	RC	3				

3. 工事種目 (●印を付けたものを適用する)

工事種目	建築物別	工	事	内	容				
○ 空調設備	県営住宅	○	一	式	○	一	式		
○ 冷暖房設備	○	一	式	○	一	式	○	一	式
○ 暖房設備	○	一	式	○	一	式	○	一	式
● 換気設備	●	一	式	○	一	式	○	一	式
○ 排煙設備	○	一	式	○	一	式	○	一	式
○ 自動制御設備	○	一	式	○	一	式	○	一	式
● 衛生器具設備	●	一	式	○	一	式	○	一	式
● 給水設備	●	一	式	○	一	式	○	一	式
● 排水設備	●	一	式	○	一	式	○	一	式
● 給湯設備	●	一	式	○	一	式	○	一	式
○ 消火設備	○	一	式	○	一	式	○	一	式
● ガス設備	●	一	式	○	一	式	○	一	式
○ 給油設備	○	一	式	○	一	式	○	一	式
○ 厨房機器設備	○	一	式	○	一	式	○	一	式
○ 実験実習器具設備	○	一	式	○	一	式	○	一	式
○ 浄化槽設備	○	一	式	○	一	式	○	一	式

4. 設備概要 (○印を付けたものを適用する)

方法及び種別	設備概要
空調方式	・ 空冷ヒートポンプエアコン
冷暖房方式	・
暖房方式	・ 温風暖房 ・ 温水暖房 ・ FFF暖房
換気方式	・ 局所換気
給水方式	・ 水道直結式 ● 加圧式 ・ 高置タンク式 (・ 上水 ・ 井水)
排水方式	○ 建物内汚水、雑排水 ● 分流 ・ 合流 ○ 建物外汚水、雑排水 (・ 分流 ● 合流) 浄化槽 (・ 合併 ・ 単独) 放流先 (● 公共下水)
消火設備の種類別	○ 屋内消火栓設備 ・ 消火器
ガスの種別	● 都市ガス (発熱量 46,050 KJ/Nm <sup>3</sup> 、供給事業者名: 上田ガス機) ・ 液化石油ガス (発熱量 100,000 KJ/Nm <sup>3</sup> )

5. 指定部分 ● 無 ・ 有 (指定部分しゅん工期限 令和 年 月 日)

### II. 管理技術者等

設計事務所名	管理技術者
関建築十まち研究室	
主任担当技術者	担当技術者
機材担当	
構造担当	
積算担当	
電気設備担当	
たくしん電気設備設計 阿部 一登	
機械設備担当	
片岡設計事務所 片岡 明	

### III. 工事仕様

1. 共通仕様

(1) 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、国土交通大臣官房官庁業務部の「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(最新版)」(以下、「標準仕様書」という。)、 「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(最新版)」(以下、「改修標準仕様書」という。))及び「公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)(最新版)」(以下、「標準図」という。)による。

(2) 電気設備工事及び建築工事を含む場合、電気設備工事及び建築工事は、それぞれの工事仕様を適用し、下記の工事仕様を適用しない。

参考図書

● 長野県建築工事の手引き(以下、「手引き」という。)(最新版) 長野県建設部施設課監修

2. 特記仕様

(1) 章は●印の付いたもの、項目は番号に○印の付いたものを適用する。

(2) 特記事項のうち選択する事項は○印の付いたものを適用し、●印の付いたものは適用しない。

章	項目	特記事項
●	機材等	(1) 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能と同等以上のものを使用する。ただし、製造業者等が記載されている場合は同等以上のものとする場合は、あらかじめ監督職員の承諾を受ける。 (2) 別表-1に示す材料・機材等の製造業者等は次の1)から6)すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出し監督職員の承諾を受ける。 1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 2) 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。 3) 安定的な供給が可能であること。 4) 法令等で定めがある場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得していること。 5) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 6) 販売、保守等の営業体制が整えられていること。なお、システムとして機能するものについては、システムの構築能力があり、現場での施工体制が整えられていること。

2. 使用材料発注先調査

3. 施工条件明示項目

4. 化学物質を発生する建築材料等

使用材料名、製造者名、発注先、品質性能証明資料提出の省略について記載した調査を作成し、監督職員の承諾を受ける。

公共建築工事標準仕様書の解説(設備工事編)の「執務並行改修」

本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の1)から5)を満たすものとする。

1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。

2) 保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びステレンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。

3) 接着剤はフタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。

4) 塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。

5) 上記1)、3)、4)の建築材料等を使用し作られた家具、書架、実験台、その他什器等は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。

なお、ホルムアルデヒドを発生しないものとは、発散量が規制対象外のものを、ホルムアルデヒドの発散量が極めて少ないものとは、発散量が第3種のものをい、原則として規制対象外のものを使用するものとするが、該当する材料等が無い場合は第3種のものを使用するものとする。

ホルムアルデヒドの発散量	該当する建築材料
○	①JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の第4項による国土交通大臣認定品 ③下記表示のあるJAS規格品 a 非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b 接着剤等不使用 c 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを発生しない材料使用 d ホルムアルデヒドを発生しない塗料等使用 e 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを発生しない塗料使用 f 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを発生しない塗料等使用
●	規制対象外
○	第三種

①JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品  
②建築基準法施行令第20条の第3項による国土交通大臣認定品

飲料水水系に使用されているペストシール剤は、室内汚染に係る揮発性化合物に指定されている下記の物質を材料及び製造工程に使用されていないこと。

ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、ステレン、パラジクロロベンゼン、テトラヒドロカン、クロロピリス、フェノカルブ、ダイアジノン、フタル酸ジ-n-ブチル、フタル酸ジ-2-エチルヘキシル

電気保安技術者を設置する。

● 配管(1、2) ・ 冷凍空調機器(1、2) ・ 熱断線(1、2) ・ 建築板金(1、2)

○ 設けない ・ 設ける

この工事に必要な工事電力、用水、諸手続きなどの費用は該発注者の負担とする。  
・ 別契約の関係係負者が設置したものは無償で使用できる。 ● 本工事で負担する。  
・ 改修工事標準仕様書第1編2.2.1によるほか下記による。  
・ 内部仮設足場等( ・ 種 ・ 種) ・ 外部仮設足場等( ・ 種 ・ 種)

資材の保管

12 建設発生土 13 埋め戻し土・盛土 14 山留養生 16 発生材処理

飲料水水系に使用されているペストシール剤は、室内汚染に係る揮発性化合物に指定されている下記の物質を材料及び製造工程に使用されていないこと。

ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、ステレン、パラジクロロベンゼン、テトラヒドロカン、クロロピリス、フェノカルブ、ダイアジノン、フタル酸ジ-n-ブチル、フタル酸ジ-2-エチルヘキシル

電気保安技術者を設置する。

● 配管(1、2) ・ 冷凍空調機器(1、2) ・ 熱断線(1、2) ・ 建築板金(1、2)

○ 設けない ・ 設ける

この工事に必要な工事電力、用水、諸手続きなどの費用は該発注者の負担とする。  
・ 別契約の関係係負者が設置したものは無償で使用できる。 ● 本工事で負担する。  
・ 改修工事標準仕様書第1編2.2.1によるほか下記による。  
・ 内部仮設足場等( ・ 種 ・ 種) ・ 外部仮設足場等( ・ 種 ・ 種)

資材の保管

12 建設発生土 13 埋め戻し土・盛土 14 山留養生 16 発生材処理

(1) 引渡しを要するもの ● 有 ( )  
(2) 引渡しを要するもの以外は構外搬出し関係法令により適切に処理すること。  
(3) 特別管理産業廃棄物 ● 無 ・ 有 ( )  
(4) 再利用又は再生資源化を図るもの (コンクリート塊、737ブロック、木くず、金属くず、塩ビ管、) 標準仕様書第1編1.7.4によるほか、バルブ類等には必要に応じて合成樹脂製名札をステンレス線等で取付ける。

機器等の取り扱い方法及び重要な定期点検項目等を書いた取扱説明書(アクリル樹脂製、文字形込み程度)を設ける。大きさは、約 100mm x 100mm とする。

● 風量調整 ● 水量調整 ・ 室内外空気の温度測定 ・ 騒音測定

● 飲料水の水质の測定 ● 水質基準検査11項目(一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物等(TOC)、pH、味、臭気、色度、濁度) ・ ● レンゲ

飲料水の水质の測定は厚生労働大臣登録水質検査機関とする。

(1) 機器類の能力、容量等は、表示された数値以上とする。

(2) 電動機出力、燃料消費量、圧力損失は、原則として表示された数値以下とする。

機器、配管、風道等は耐震を考慮し堅固にすす付け、取付又は支持を行う。

耐震措置の計算及び施工方法は、次に掲げる事項以外、すべて「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修)による。

(1) 設計用水平地震力は、機器の重量(自由表面を有する水櫃その他の貯槽にあつては有効重量)に、次に示す地域係数及び設計用標準水平地震度を乗じたものとする。地域係数は1.0とする。

設置場所	耐震安全性の分類			
	特定の施設(甲類・乙類)	重要機器	一般機器	一般の施設(乙類)
上層階、屋上及び屋屋	2.0	1.5	1.5	1.0
中間階	(2.0)	(2.0)	(2.0)	(1.5)
	(2.0)	(1.5)	(1.5)	(1.0)
地下階、一階	1.5	1.0	1.0	0.6
	(1.5)	(1.5)	(1.5)	(1.0)
地下階、一階	1.0	0.6	0.6	0.4
	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(0.6)
地下階、一階	(1.5)	(1.0)	(1.0)	(0.6)

(注) 1. ( ) 内の数値は防振支持の機器の場合に適用する。  
2. ( ) 内の数値は水櫃類に適用する。  
3. 上層階の定義は次による。  
2～6階建以下の場合には最上層、7～9階建の場合には上層2階

重要機器とは下記に示すものをいう。

● 給水装置・排水装置・換気装置・空調機器・防炎設備・監視制御設備・危険物貯蔵装置  
・ 火を使用する設備・避難経路上に設置する機器。  
(2) 設計用鉛直地震力、設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。改修工事標準仕様書第2編第5章による。

確認試験は、性能確認試験(本) ● 施工後確認試験(1本)を確認強度10.0Nにて行う。

1) 施工時の適用(第1種、第2種)あと施工アンカー施工による。● 鋼筋埋込み型アンカー(埋込み型)

● 吊金物  
● 配管勾配

● 26 管の保護

25 管の埋設

26 管の埋設表示

27 溶接部の非破壊検査

28 塗装

29 機器の基礎及び振動絶縁効率

30 電線類及び配管の敷設

図示された屋外埋設管の分岐及び曲がりの箇所には、コンクリート製柵柱を埋め込む。柵柱部分は埋設管の中心とする。また、施工上生じた分岐、曲がりの箇所についても同様とする。

排水管を除く管には、埋設表示用テープを設置する。

検査対象	配管	燃焼	採取率	標準仕様書による
検査の種類	RT	PT	又はMT	

下記の金属電線管は塗装を行う。  
・ 屋外露出 ( ) の屋外露出  
下記の保温を行わない重鉛メッキを施したダクト及び配管は塗装を行わない。  
・ 倉庫

機器	基礎	振動絶縁効率
送風機	標準基礎 ・ 防振基礎	%以上
空調ポンプ及びボイラー給水ポンプ	標準基礎 ・ 防振基礎	80%以上
排水ポンプ及び小形給水ポンプユニット	標準基礎 ・ 防振基礎	80%以上

電線及びケーブルの規格は標準仕様書第4編1.5.1表4.1.11による。

既存のコンクリート床及び壁の配管貫通部の穴明けは原則としてダイヤモンドカッターによる。標準仕様書第2編によるほか下記による。

給水管、給湯管、冷温水管等の管、バルブ(グラッド部を含む)、フランジ、可とう継手及び空調ダクトのフランジは、建物内外共通使用する。なお、保温層部はシーリング処理を行う。各配管の保温厚で標準仕様書第3編30mm未満の箇所はすべて厚30mm以上とする。ただし、排水管は除く。

・ 換気ダクトの保温厚(保温厚25mm) ・ 範囲は図示による ・ 外壁より1mまで  
・ 外気取入れダクトの保温厚(保温厚25mm) ・ 範囲は図示による ・  
・ 排気ダクトの保温厚(保温厚25mm) ・ 範囲は図示による ・  
・ 運りダクトの保温厚(保温厚25mm) ・ 範囲は図示による ・  
・ 膨張タンクよりボイラーへの補給水管の保温は膨張管の項による。  
・ 建築物内の空気抜き管の保温は膨張管の項による。  
・ 空調調機、ファンコイルユニット、冷水及び冷温水のドレーン管の保温は排水管の項による。  
・ 全熱交換器用ダクトの保温厚(保温厚25mm) ・ 範囲は図示による ・ 全て保温層は下記による

ダクト	イ(1号・2号)	ロ
冷水管、冷水、温水、蒸気管	イ	ロ
機器	イ	ロ
給水管	○ハ	ロ(凍結防止帯巻部分)
排水管	ロ	
給湯管	イ	ロ

・ 排水管でピット内、共同溝内及び最下階の床下下階の部分は保温する。  
なお仕様はd(h)とする。  
( ・ 排水トラップ ・ 給管 ・ 銅管類 ・ ビニル管 ・ ドレーン管 )  
・ 消火管で下階の部分は保温する。なお仕様は給水管の項による。  
( ・ 屋内消火管 ・ 水抜きできない管 ・ スプリンクラー配管 )  
・ 圧力タンク、膨張水櫃、各種水櫃等鋼製水櫃は保温する。なお仕様は各機器の項に準ずる。  
・ 大気器は保温する。  
・ 共同溝の保温種別( ・ ピット内に準ずる )  
・ ダクトの保温外装は下表による。

区分	保温	外装
倉庫・書庫	アルミガラスクロス	
機械室	アルミガラスクロス	
居室・廊下など	合成樹脂製カバー	
屋外露出、多湿箇所	ステンレス鋼板	

● 配管の保温外装は下表による。(配管には、冷線管を除く。)

区分	保温	外装
倉庫・書庫	アルミガラスクロス	
機械室	アルミガラスクロス	
居室・廊下など	合成樹脂製カバー	
屋外露出、多湿箇所	ステンレス鋼板	

・ 冷線管の保温の外装は下表による。なお保温化被覆材の材質は図示による。

区分	保温	外装
屋外露出	保温化被覆材	合成樹脂製カバー2
屋外露出	ステンレス鋼板	保温化被覆材

・ 屋外露出部(給水管、冷温水管、膨張管、冷水管、温水管、ドレーン管、消火管、排水管、弁類)は防凍保護を行い、厚さは管径25mm以下のものは50mm、管径32mm以上のものは40mmとする。  
・ 屋外露出部(給水管、冷温水管、膨張管、冷水管、温水管、ドレーン管、消火管、排水管、弁類)は電気ヒーター等の防凍対策を行う。なお、保温厚は2に準ずる。  
・ 各種機器について図示電気ヒーター等の防凍対策を行う。( )  
(1) 各種機器の試験は、新設配管に適用する。  
(2) 新設配管は、既設配管の接続前に試験を行う。  
配管、ダクト、器具類取付けにともなうスリーブ、枠入れは本工事とし、他は工事区分表による。保険等の各種措置については、別添「特記仕様書(共通事項)」による。  
(長野県公式ホームページ(電子入札システム)に掲載される、当該入札公告の添付図書)

33 防凍保護

● 試験

● 他工事との取合い

● その他

外気	屋					
	一般系統		度			
温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)	
夏季	℃	%	℃	%	℃	%
冬季	℃	%	℃	%	℃	%

下表によるほか、互ざわりがないよう機種選定およびダクト消費対策を行う。

室名	A特性(dB)	N	C値

3 煤煙濃度計  
4 ばいじん量測定口  
5 煤煙濃度計  
6 ダクト  
7 風量測定口  
8 チャンバー

9 防凍ダンパー

復旧方式(・ 遮断 )  
J I S又はJ V (・ 5 K ・ 10 K (図示部分))  
取付部は図示による。  
12 温度計  
13 圧力計  
14 瞬間流量計  
15 油漏れ計

1 ダクト  
2 風量測定口  
3 ダンパー  
4 排気ダクトのシール  
5 チャンバー  
6 耐火措置

1 ダクト  
2 排煙口の形式  
3 排煙口手動開放装置(開放及び復帰方式)  
4 排煙風量測定

1 中央監視制御装置  
2 中央監視制御装置の構成・機能  
3 電気計装工事の記録

1 大便器洗浄弁  
2 大便器ロータンク  
3 温水洗浄便座

4 小便器洗浄弁  
5 洗面器  
6 洗面板  
7 襦袢  
8 大便器耐火カバー

1 量水器  
2 量水器  
給水  
4 引込納付金  
5 給水勾配  
6 建物導入配管

1 洗面器等の排水管  
2 排水勾配  
3 漏水試験継手  
4 4in-11樹、ため耐

● 弁類  
給湯機  
消火設備

1 システム  
2 機器の寸法

1 充てん容器  
2 集合装置  
3 転倒防止  
4 メーター  
5 ガス漏れ警報器  
6 引込負担金  
7 電気防食  
8 建物導入配管

① しゅん工期提出物  
2 定期報告  
3 電子納品  
その他

標準仕様書によるほか別表-2による。  
工事しゅん工期3ヶ月、12ヶ月に点検をして、その結果を書面で施設長あて報告する。  
(管理者からの聞き取り調査を含め、調査には必ず管理者の立会いを要する。)  
別添「建築工事における電子納品特記仕様書(試行用)」による。  
(長野県公式ホームページ(電子入札システム)に掲載される、当該入札公告の添付図書)  
特別管理産業廃棄物の処理に当たっては、廃棄物処理法に基づき特別管理産業廃棄物管理責任者を選任する。

(別表-1) 品質及び性能を有することの証明となる資料を提出する機材等

○(社) 公共建築協会による「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」における評価対象となる機材設備機材等
・
・
・
○(社) 他監督職員の指示によるもの

(別表-2) しゅん工期提出物 (○印を付けたものを提出する。作成方法は手引きによる。)

提出書類等目録	官公署届出書類等
● 完成図(原図・製本・CADデータ)	8 工具・予備品等
● 設計図(原図・CADデータ)	● 引渡書
● 工事施工関係書類	10 試験運用用等( )の納品書等
● 工事完成資料	● 他監督職員の指示によるもの又は特記によるもの
● 保守管理資料	

注) 完成図面の種類は、設計図面に準じて作成すること。

凡例

記号	名称	仕様
	給水管	水道用硬質塩化ビニル内面被覆鋼管 SGP-VA
	給湯管	水道用耐熱性硬質塩化ビニル鋼管 SGP-HVA
	雑排水管	塩化ビニル管 VP JIS K 6741
	ガス管	上田ガス株式会社による責任施工
	仕切弁	水道直結部 JIS10K ・ その他 JIS5K 管端防食

機器表

記号	名称	設置場所		型式	仕様	台数	電動機						起動	備考
		階	室名				種類	容量	台数	相	電圧	極数		
WHG-1	追炊付ガス給湯器		洗面所	高効率タイプ(潜熱回収型) (給湯・追炊回路) 屋内壁掛 FF方式 上方給排気タイプ オートタイプ ガス種類:13A	20号 ガス消費量(同時:46.6KW 給湯:36.7KW おいだし:11.2KW) 台所リモコン・浴室リモコン リモコンケーブル10m×2 浴槽循環金具 おいだし樹脂配管セット(10φ×2) 100φ給排気延長管(2本管):4m 給排気筒トップ	1	HEATER.etc	150W	1	1	100			建設省告示第1388号対応の設置方法をとる

衛生器具表

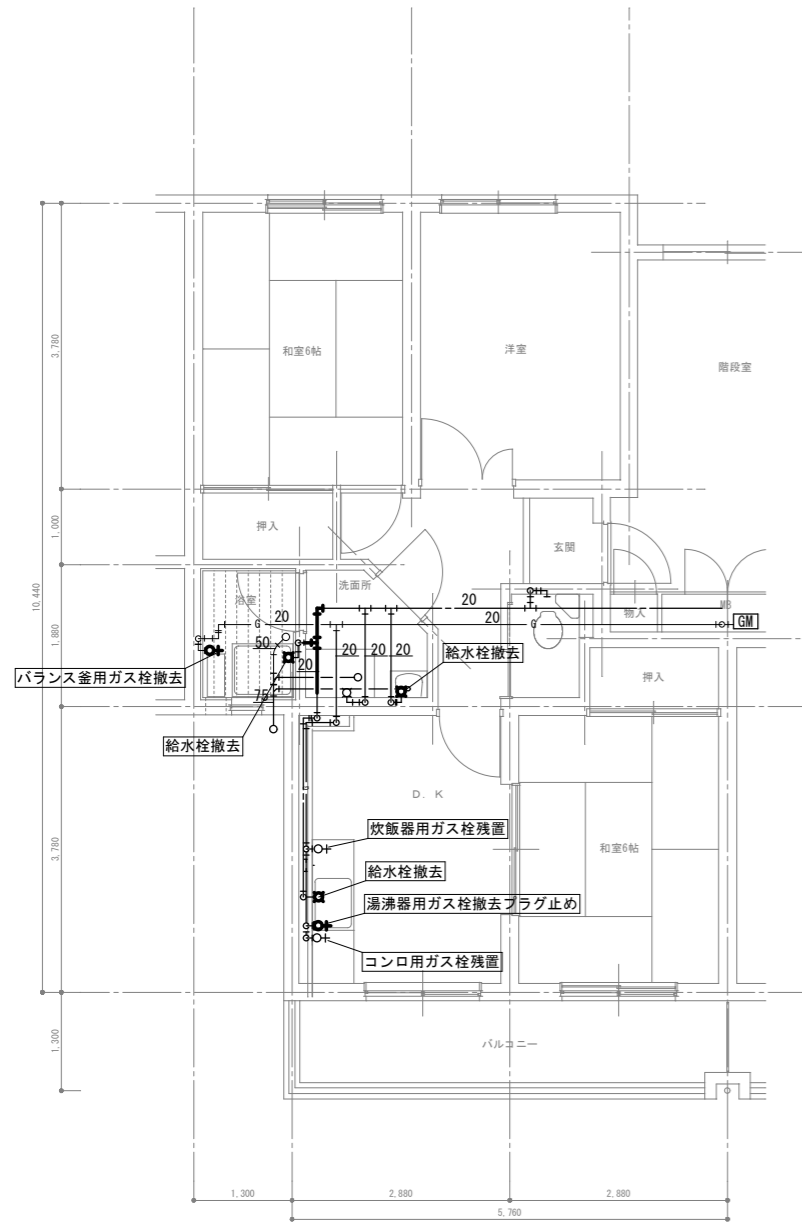
器具名	参考型番			付属品	室名	合計	台所	洗面 脱衣
	A社	B社	C社					
シングルレバー混合水栓	TKS05315J	SF-WM435SY				1	1	
シングルレバー混合水栓			192-332	スパウト:795-48-080		1		1

**工事内容**

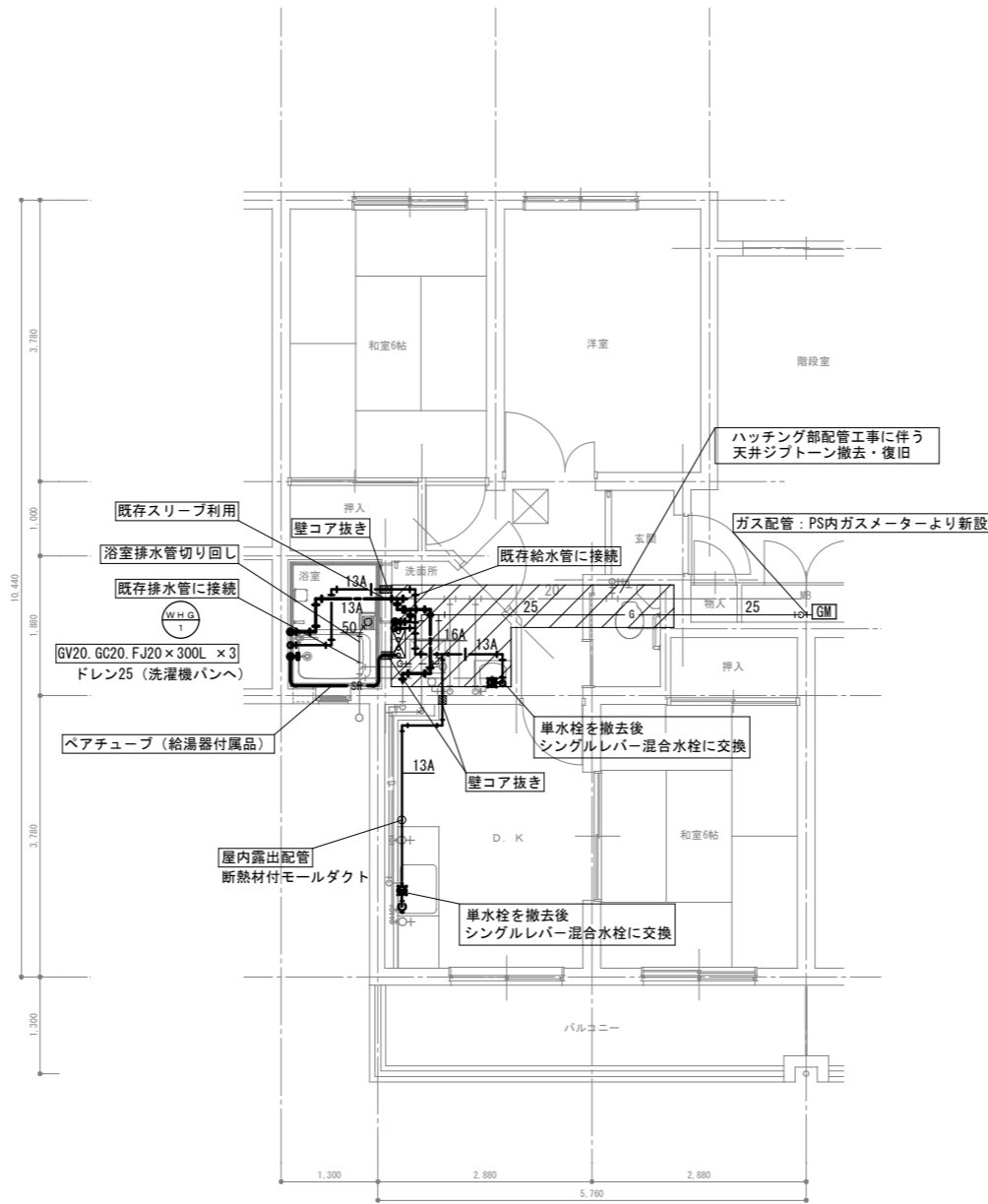
- ・太線の給水管・雑排水管・ガス管を撤去
- ・単水栓・ガス栓を撤去

**工事内容**

- ・太線の給水管・雑排水管・給湯管・ガス管は新設
- ・ガス給湯器を新設して洗面化粧台・浴室・台所に給湯配管を行う
- ・流し台・洗面化粧台に混合水栓を設置



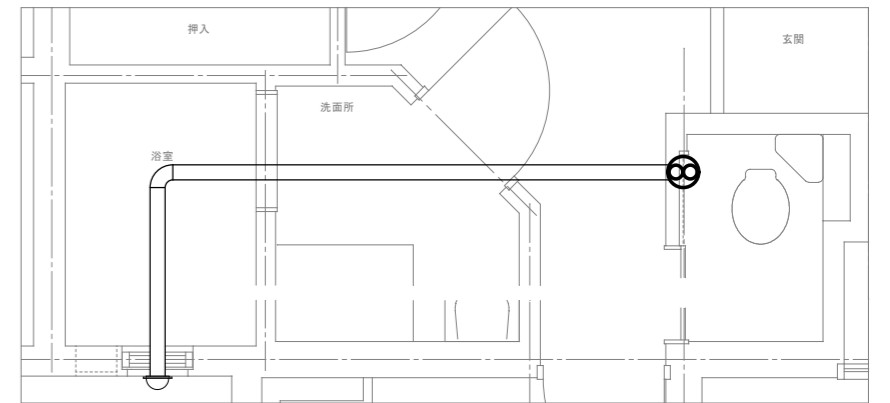
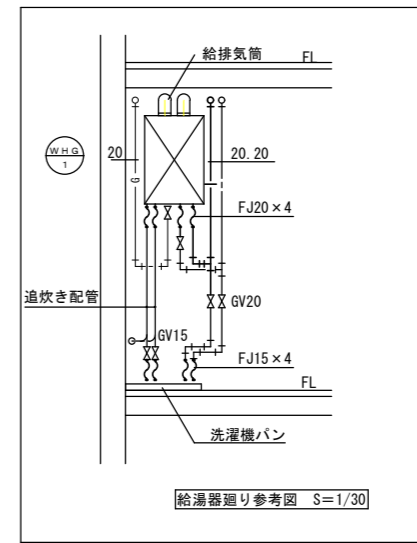
改修前 平面詳細図 S=1:50



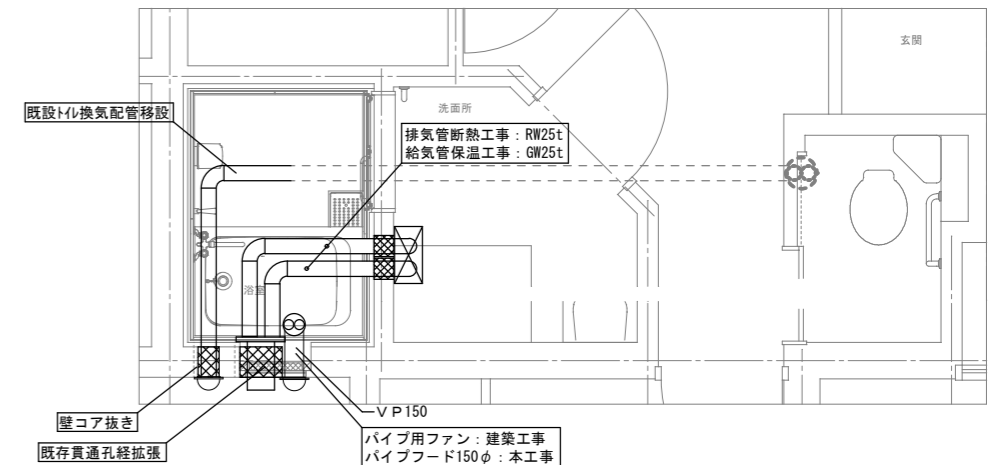
**留意事項**

- ・既存の壁及びスラブ等のコア抜きは鉄筋探査（簡易探査）にてその位置を確定後施工すること

改修後 平面詳細図 (衛生) S=1:50



改修前 平面詳細図 (換気) S=1:25



改修後 平面詳細図 (換気) S=1:25

**参考数量**

令和8年度 県営住宅(上田)

緑が丘団地M6棟バスリフォーム工事

内訳明細書

長野県住宅供給公社

1. 工 事 名 令和8年度 県営住宅(上田)  
緑が丘団地M6棟バスリフォーム工事
2. 工 事 場 所 上田市緑が丘
3. 工 事 概 要 ①ユニットバスの設置(梁・柱型の加工部材共)  
②ガス給湯器による3箇所給湯化(浴室、洗面、台所)  
③手すり設置(玄関、便所、浴室入口、浴室内部)  
④非常ブザー付きインターホン設置  
⑤便所コンセントの設置  
⑥その他附帯工事

RC造3階建：M6棟18戸のうち12戸の改修工事を行う。  
(うち空き家：0戸)

金 額 \_\_\_\_\_ 円

消 費 税 \_\_\_\_\_ 円

総 計 \_\_\_\_\_ 円



令和8年度 県営住宅（上田）緑が丘団地M6棟バスリフォーム工事

No.	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
I	浴室改修工事						
	(163タイプ一般住戸)	12戸					
A	建築工事						
-1	直接仮設工事						
①	【1階】	(改修対象住戸の下階になる対象住戸も含む)					
	養生(内部改修)	個別改修	24.2	m <sup>2</sup>			
	整理清掃後片付け		24.2	m <sup>2</sup>			
	1戸当り 計						
	A-1①計		7	戸			
②	【2階】						
	養生(内部改修)	個別改修	24.2	m <sup>2</sup>			
	整理清掃後片付け	一般RC・SRC造地上階	24.2	m <sup>2</sup>			
	外部足場	手すり先行方式枠組本足場	12.6	m <sup>2</sup>			
	垂直養生	メッシュシート程度高さ10m未 満存置1か月2F	6.3	m <sup>2</sup>			
	1戸当り 計						
	A-1②計		1	戸			
③	【3階】						
	養生(内部改修)	個別改修	24.2	m <sup>2</sup>			
	整理清掃後片付け	一般RC・SRC造地上階	24.2	m <sup>2</sup>			
	外部足場	手すり先行方式枠組本足場	22.0	m <sup>2</sup>			
	垂直養生	メッシュシート程度高さ10m未 満存置1か月3F	11.0	m <sup>2</sup>			
	1戸当り 計						
	A-1③計		4	戸			
	A-1①②③計						
-2	防水工事						
	シーリング	一般部シリコン系(SR-1)10×10	3.4	m			
	1戸当り 計						
	A-2 計		12	戸			

令和8年度 県営住宅（上田）緑が丘団地M6棟バスリフォーム工事

No.	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
-3	木工事						
	胴縁組	開口閉塞部	0.4	m <sup>2</sup>			
	開口枠	180×25スプルー程度材工共	4.3	m			
	〃	樹脂製 材工共	0.7	m			
	1戸当り 計						
	A-3 計		12	戸			
-4	内装工事						
	壁けい酸カルシウム板張り	タイプ2(ノンアス)0.8FK厚6鋼製、木、ボード'下地張り--	0.4	m <sup>2</sup>			
	合板張り	材t12	0.4	m <sup>2</sup>			
	壁合板・ボード撤去	二重張り一般集積共	0.4	m <sup>2</sup>			
	押出法ポリスチレンフォーム断熱材	JISA95213種bアスキン層付厚50	0.4	m <sup>2</sup>			
	1戸当り 計						
	A-4 計		12	戸			
-5	塗装工事						
	CL塗り(糸幅300mm以下)	木部工程B種素地B種	5.0	m			
	1戸当り 計						
	A-5 計		12	戸			
-6	ユニット工事						
	ユニットバス	特寸折戸、浴槽、鏡、混合水栓、シャワー、照明、手摺、天井点検口、壁付、換気扇	1.0	台			
	手摺	樹脂製I型 φ34L=600	2.0	か所			
	〃	樹脂製L型 φ34600×600	1.0	か所			
	1戸当り 計						
	A-6 計		12	戸			
-7	撤去工事						
	アルミ建具撤去	片開きドアH1800×W700枠共 ガラス共	1.0	か所			
	〃	内倒し窓H600×W400枠共 ガラス共	1.0	か所			
	浴槽撤去	ステンレス製W800×D700× H650	1.0	か所			

令和8年度 県営住宅（上田）緑が丘団地M6棟バスリフォーム工事

No.	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	バランス釜撤去	8.5号程度	1.0	か所			
	湯沸器取付金具撤去	既製品金属製	1.0	か所			
	流し台前キッチンパネル撤去		1.0	か所			
	天井仕上撤去	バスリブ	2.0	m <sup>2</sup>			
	天井下地撤去	LGS	2.0	m <sup>2</sup>			
	撤去材集積費		1.0	式			
	撤去材運搬費		1.0	式			
	撤去材処分費		1.0	式			
	1戸当り 計						
	A-7 計		12	戸			
	A 計						
B	電気設備工事						
-1	コンセント分岐工事						
	既設分電盤改修	MCCB1P30/20AT×1増設	1.0	か所			
	コンセント(金属プレート付)	連用形2P15A×2(接地極×2接地端子×1付一体形)125V	1.0	個			
	タンブラスイッチ(金属プレート付)	1P15A×1ネーム付PL×1-	1.0	個			
	600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線(EM-IE)	1.6mm	5.0	m			
	600Vポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル平形EM-EEF	1.6mm-2Cピット・天井	2.0	m			
	〃	1.6mm-3Cピット・天井	3.0	m			
	〃	1.6mm-3Cピット・天井	1.0	m			
	〃	2.0mm-3Cピット・天井	8.0	m			
	1種金属線び(MM1)	A型25.4mm×11.5mm	2.0	m			
	1種金属線び(MM1)附属品	A型	1.0	式			
	合成樹脂製アウトレットボックス(カバー付)	中四角浅型D44	2.0	個			
	ブランクプレート	新金1ヶ用	2.0	枚			
	機械はつり(ダイヤモンドカッターによる配管用貫通口)	100~150mm32mm	1.0	か所			
	鉄筋探査		1.0	か所			
	給湯器リモコン取付費		2.0	個			
	給湯器リモコンケーブル取付費	AE0.9-3C管内相当	8.0	m			

令和8年度 県営住宅（上田）緑が丘団地M6棟バスリフォーム工事

No.	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	〃	AE0.9-3Cステープル相当	3.0	m			
	1戸当り 計						
	B-1 計		12	戸			
-2	誘導支援設備工事						
	セキュリティドアホン		1.0	個			
	玄関子機		1.0	個			
	600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線 (EM-IE)	1.6mm	2.0	m			
	EM-AEケーブル	0.9mm-3C管内	4.0	m			
	1種金属線び(MM1)	A型25.4mm×11.5mm	1.0	m			
	1種金属線び(MM1)附属品	A型	1.0	式			
	腰高プレート	1ヶ用	1.0	個			
	フランクプレート	新金1ヶ用	1.0	枚			
	1戸当り 計						
	B-2 計		12	戸			
-3	撤去工事						
	600V絶縁電線撤去	1.6mm×1本再使用しない	20.0	m			
	白熱灯器具撤去	シーリングライト再使用しない	1.0	個			
	埋込コンセント(金属プレート共)	連用形2P15A×2125V	1.0	個			
	タンブラスイッチ(金属プレート付)撤去	1P15A×1ネーム無--再利用しない	1.0	個			
	玄関チャイム撤去	再利用しない	1.0	個			
	玄関押しボタン撤去	再利用しない	1.0	個			
	運搬費		1.0	式			
	廃材処理費	安定型混合廃棄物	0.1	m3			
	1戸当り 計						
	B-3 計		12	戸			
	B 計						

令和8年度 県営住宅（上田）緑が丘団地M6棟バスリフォーム工事

No.	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
C	機械設備工事						
-1	衛生器具設備						
	シングルレバー混合水栓	台所	1.0	個			
	〃	洗面	1.0	個			
	1戸当り 計						
	C-1 計		12	戸			
-2	給水設備						
	給水・塩ビライニング鋼管 (SGP-VA)	ねじ接合屋内一般20A	1.5	m			
	仕切弁(管端防食コア)	5K(ねじ・給水用)20A	2.0	個			
	フレキシブルジョイント	ペローズ形20A	1.0	個			
	〃	ペローズ形15A	1.0	個			
	給水・消火管保温	ポリスチレン天井・PS内・アルミガラス 20A	2.0	m			
	〃	ポリスチレン屋内露出・アルミガラス 20A	2.0	m			
	ポリブデン管	保温付13A	8.0	m			
	〃	保温付16A	3.0	m			
	ポリブデン管継手類	13A 16A	1.0	式			
	モールダクト	断熱材付 RM-20M	2.0	m			
	モールダクト付属品	継手カバー、化粧カバー	1.0	式			
	機械はつり(ダイヤモンドカッター による配管用貫通口)	100～150mm100mm	1.0	か所			
	鉄筋探査		1.0	か所			
	既存管接続工事		1.0	式			
	1戸当り 計						
	C-2 計		12	戸			
-3	給湯設備						
	追炊付ガス給湯器	20号	1.0	台			
	給湯・耐熱性硬質塩ビライ ニング鋼管(SGP-HVA)	ねじ接合屋内専用配管20A	1.5	m			
	〃	ねじ接合屋内専用配管15A	2.5	m			
	フレキシブルジョイント	ペローズ形20A	3.0	個			
	〃	ペローズ形15A	3.0	個			

令和8年度 県営住宅（上田）緑が丘団地M6棟バスリフォーム工事

No.	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	給湯・温水管保温	ロックウール屋内露出・アルミガラス 20A	2.0	m			
	機械はつり(ダイヤモンドカッター による配管用貫通口)	100～150mm100mm	2.0	か所			
	〃	100～180mm210mm	4.0	か所			
	鉄筋探査		6.0	か所			
	仕切弁(管端防食コア)	5K(ねじ・給湯水抜き用)20A	1.0	個			
	追炊き管用払いバルブ	15A	2.0	個			
	追炊き用ペアチューブ	保温付	3.0	m			
	ポリブデン管	保温付13A	15.0	m			
	〃	保温付16A	3.0	m			
	ポリブデン管継手類	13A 16A	1.0	式			
	配管モール	断熱材付 RM-20M	12.0	m			
	〃	断熱材付 RM-25M	1.5	m			
	モールダクト付属品	継手カバー、化粧カバー	1.0	式			
	ガス給湯器ドレン管	継ぎ手類・支持金物含む (室内側PVC-16部分含む)	1.0	m			
	スパイラルダクト保温(32K)	グラスウール屋内露出カラー亜鉛鉄板 100mm保温厚50	1.0	m			
	〃	グラスウール屋内隠ぺい、ダクトシャフト内 アルミガラスクロス100mm保温厚25	2.8	m			
	スパイラルダクト保温(40K)	ロックウール屋内露出カラー亜鉛鉄板 100mm保温厚50	1.0	m			
	〃	ロックウール屋内隠ぺい、ダクトシャフト内ア ルミガラスクロス100mm保温厚25	2.8	m			
	1戸当り 計						
	C-3 計		12	戸			
-4	排水設備						
	排水・硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)	屋内専用配管50A	2.0	m			
	既存排水管切戻し工事		1.0	式			
	1戸当り 計						
	C-4 計		12	戸			
-5	ガス設備						
	フレキ配管基本工事		1.0	式			
	撤去基本工事		1.0	式			
	撤去(非埋設分)		10.0	m			

令和8年度 県営住宅（上田）緑が丘団地M6棟バスリフォーム工事

No.	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	白ガス管	25A	1.0	m			
	フレキ管	20A	7.0	m			
	〃	25A	8.0	m			
	フレキUねじガス栓	20A	1.0	個			
	フレキ分岐チーズ		1.0	個			
	フレキ末端キャップ		1.0	個			
	検圧プラグ		1.0	個			
	絶縁ソケット	20A	1.0	個			
	既設解体撤去処分		1.0	か所			
	ケイカル板加工復旧		1.0	か所			
	点検口取付	□450 補強工事とも	1.0	か所			
	塗装復旧		1.0	か所			
	ジブトーン点検口取付	□450	1.0	か所			
	化粧石膏ボード撤去・復旧	天井 配管工事部分	1.0	式			
	1戸当り 計						
	C-5 計		12	戸			
-6	換気設備						
	換気・硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)	単管路型(継手別途)屋内配管 150A	1.0	m			
	ベントキャップ取付費	150mm	1.0	個			
	ベントキャップ	150mmフード付	1.0	個			
	既設トイレ排気管移設		1.0	ヶ所			
	1戸当り 計						
	C-6 計		12	戸			
-7	撤去工事						
	瞬間湯沸し器撤去	5号再使用しない	1.0	台			
	給水栓撤去		3.0	個			
	ガス栓撤去		2.0	個			
	鋼管積込運搬処分	20A	6.0	m			
	塩化ビニル管積込運搬処分	50A	2.0	m			

令和8年度 県営住宅（上田）緑が丘団地M6棟バスリフォーム工事

No.	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	1戸当り 計						
	C-7 計		12	戸			
	C 計						
II	共通費						
A	共通仮設費						
	準備費	敷地整理、その他の準備に要する費用	1.0	式			
	仮設建物費	仮設トイレ等	1.0	式			
	工事施設費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用	1.0	式			
	環境安全費	安全標識、隣接物等の養生及び補修復旧に要する費用	1.0	式			
	動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等	1.0	式			
	整理清掃費	屋外及び敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う屋外発生材処分等に要する費用	1.0	式			
	機械器具費	測量機器、雑機械器具に要する費用	1.0	式			
	その他	試験費、提出物等の上記に含まれない項目に要する費用	1.0	式			
					率仮設費 計		
	(積上げ仮設費)						
		12戸のうち入居住戸12戸					
	風呂使用(入居者用)	工事中、入居者世帯数×1日程度の空家風呂使用(水道光熱費)	1.0	式			
	小運搬割増費	資材・撤去材場内小運搬人力	1.0	式			
	1戸当り 計						
	計		12戸	戸			
	II 計						

# 現場説明書

長野県住宅供給公社

## 1 総則

- (1) 本現場説明書は、「公共住宅建設工事共通仕様書」及び「公共建築工事標準仕様書」に定める施工条件に関する特記事項として適用すること。
- (2) 本工事は、別冊設計図書、特記仕様書、現場説明書、質問回答書及び監督員の指示に基づき施工すること。
- (3) 設計図書に明示されていない事項であっても、工事完成に必要な軽微な事項については、受注者の責任において施工すること。
- (4) 受注者は、関係法令、条例及び関係機関の指導等を遵守し、適正に施工すること。

## 2 工程関係

### (1) 施工時間

- ア 作業時間は、原則として午前8時から午後5時までとすること。
- イ 早朝、夜間及び休日に騒音・振動を伴う作業を行わないこと。ただし、工程上やむを得ず実施する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受けること。
- ウ 資材搬入、搬出及び工事車両の出入りについては、周辺交通、居住者、施設利用者等に配慮した時間帯とすること。

### (2) 多様な働き方

- ア 本工事は、労働基準法の時間外労働規制を踏まえ、週休2日を前提として工期を設定している。受注者は、施工条件等を踏まえ、以下の⑦～⑨のいずれかを満たすよう努めること。ただし、⑦～⑨によることが困難な場合は、施工期間、施工時間等について監督員と協議すること。
  - ⑦ 対象期間の全ての週において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所日とし週ごとに2日以上現場閉所を行うこと。
  - ⑧ 対象期間の全ての月ごとに現場閉所率28.5%(8日/28日)以上となるよう努めること。
  - ⑨ 対象期間全体において現場閉所率28.5%以上となるよう努めること。

### イ 共通事項は次によること。

- ⑦ 「対象期間」とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。ただし、年末年始休暇、夏季休暇、工場製作期間、工事一時中止期間その他発注者が対象外と認めた期間は含まない。
- ⑧ 「現場閉所」とは、巡回パトロール等現場管理上必要な作業を除き、現場事務所作業を含めて終日現場作業を行わない状態をいう。
- ⑨ 降雨、降雪、猛暑等により終日現場作業を実施できない場合についても、現場閉所として取り扱うことができる。

ウ 受注者は、工事着手前に現場閉所予定日を記載した実施工程表を監督員に提出し、承諾を受けること。

エ 工程変更が生じた場合は、その都度修正工程表を監督員に提出し、承諾を受けること。

### (3) 関連工事

ア 本工事に関連する別途発注工事及び近接工事がある場合は、受注者間で工程調整を行い、円

滑な施工に努めること。

### 3 安全対策及び近隣対応関係

#### (1) 安全管理

ア 受注者は、工事期間中、工事災害、公害及び事故防止に努めるとともに、下請業者を含め安全管理を徹底すること。

イ 現場内外の安全対策については、関係法令に基づき適切に実施すること。

#### (2) 近隣対応

ア 受注者は、居住者、施設利用者及び近隣住民に対し、工事内容、施工期間、騒音作業予定等について必要な周知を行い、理解と協力を得るよう努めること。

イ 居住中又は施設運営中の施工がある場合には、原則として関係者の立会いのもとに実施し、居住者、施設利用者等の安全及び生活環境に十分配慮すること。

ウ 執務並行又は居住並行による施工となる場合は、作業時間、騒音作業日、搬入動線、養生範囲等について、監督員と協議すること。

エ 工事に伴う騒音、振動、粉じん、臭気、資材片飛散等による被害を防止するため、必要な措置を講じること。

オ 工事用車両については、道路関係法令を遵守し、周辺交通及び歩行者の安全確保に努めること。

カ 工事に伴う苦情、事故又は紛争が発生した場合は、速やかに監督員へ報告し、受注者の責任において適切に対応すること。

#### (3) 交通誘導及び安全施設

ア 工事内容に応じ、必要な交通誘導警備員、保安施設、養生等を設置すること。

イ 交通誘導業務を委託する場合は、警備業法に基づく認定業者とすること。

#### (4) 近隣家屋調査

ア 監督員が必要と認めた場合は、着工前に近隣家屋等の現況調査を行い、写真その他記録を提出すること。

### 4 仮設及び工事用設備関係

#### (1) 仮設物

ア 受注者は、工事内容に応じ必要な仮囲い、仮設間仕切り、その他仮設物を設置し、適切に維持管理を行うこと。

イ 仮設物の仕様、設置位置及び設置期間については、施工計画書に明記し、監督員の承諾を受けること。また、指定仮設がある場合にはその指示に従うこと。

ウ 共用部分の使用制限、エレベーター、駐車場の使用等については、施設管理者等と調整を行うこと。

#### (2) 工事用電力等

ア 工事用電力、用水、通信設備等については、受注者の負担により関係機関と協議のうえ使用すること。

イ 分離発注工事がある場合は、建築主体工事受注者が関係受注者間の調整を行うこと。

#### (3) 監督員事務所等

- ア 監督員事務所を設置する場合は、規模、備品及び設置場所について監督員と協議すること。
- イ 必要に応じ、監督員、居住者及び施設利用者用駐車場を確保すること。

#### (4) 工事用道路

- ア 工事用道路は、道路管理者等と協議のうえ使用すること。
- イ 工事用道路の維持管理は受注者の責任において行い、損傷等が生じた場合は速やかに復旧すること。

### 5 施工関係

#### (1) 施工計画書

- ア 受注者は、工事着手前に施工計画書を提出し、監督員の承諾を受けること。
- イ 施工計画書には、工程、安全管理、仮設計画、施工方法、品質管理、建設副産物処理計画等を記載すること。

#### (2) 品質管理

- ア 受注者は、自主検査を実施し、必要に応じ監督員の立会検査を受けること。
- イ 配筋、躯体、防水、隠蔽部、その他重要工程等については、監督員の確認を受けた後、次工程へ進むこと。
- ウ 施工図、試作品、モックアップ等について監督員の指示がある場合は、これを作成し、監督員の承諾を受けること。
- エ 解体撤去を行う工事において、設計図書に示されていない隠蔽部の不具合、アスベスト等が確認された場合は、速やかに監督員へ報告し、協議すること。

### 6 建設副産物関係

- (1) 建設副産物の処理については、関係法令及び「建設副産物適正処理推進要綱」等を遵守すること。
- (2) 施工計画書、実施報告書等について、監督員の指示により提出すること。なお、産業廃棄物、特別管理産業廃棄物の処理を委託した場合は、これを証する資料（マニフェストA票、B2票、D票及びE票）を常備・保管すること。
- (3) 再生資源利用促進計画等の作成対象工事にあつては、必要書類を提出し、適切に実施すること。

### 7 保険関係

- (1) 受注者は、建設工事請負契約書第56条の規定に基づき、工事目的物、工事材料（支給材料を含む。）及び仮設物等について、火災保険、建設工事保険その他必要な保険に加入すること。
- (2) 受注者は、工事期間中における労働災害及び第三者への損害等に備え、法定外労災補償保険その他必要に応じた保険に加入すること。
- (3) 保険期間は、原則として契約日から引渡し完了日までとし、保険金額は請負金額以上を基本とする。なお、請負契約金額の変更があった場合は、速やかに変更手続きを行うものとする。
- (4) 受注者は、保険契約を締結したときは、保険証券又はこれに代わるものの写しを速やかに監督員へ提出すること。なお、年間契約等により包括的に加入している建設工事保険については、当該工事が保険対象であることを証する保険付保証明書その他これに類する書類を提出すること。

## 8 情報共有・業務効率化

- (1) 受発注者は、円滑かつ効率的な工事執行に努め、適切な工程管理及び情報共有を行うこと。
- (2) 協議、提出書類等については、速やかな対応に努めること。

## 9 工事写真

- (1) 工事写真は、工事着手前、施工中、完成時及び監督員が必要と認める箇所について撮影すること。
- (2) 隠蔽部分その他後日確認が困難となる箇所については、重点的に撮影すること。
- (3) 工事写真は、工事名、撮影内容、撮影日等を整理のうえ提出すること。

## 10 その他

- (1) 設計図書に関する疑義が生じた場合は、監督員と協議すること。
- (2) 本現場説明書に定めのない事項については、「公共住宅建設工事共通仕様書」、「公共建築工事標準仕様書」、関係法令等によること。
- (3) 工事に係る手続きについて必要な協力を行うこと。
- (4) 工事表示板その他法令等に基づく掲示物を設置すること。
- (5) 電子データは、施工図、完成図、完成写真その他監督員が指示する資料をCD-R又はDVD-Rに保存し、2部（事業主体用1部、公社用1部）提出すること。なお、媒体のラベル面には、工事名、契約工期、受注者名及びウイルスチェックに関する情報を記載すること。

## 11 特記事項

- (1) 特記事項は、以下のとおりとすること。

--